

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 柳村 一

1 日時

令和2年8月4日(火)

午前10時1分開会、午後2時59分散会

(休憩：午前11時56分～午後1時1分、午後2時38分～午後2時55分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

柳村一委員長、千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、千葉秀幸委員、城内よしひこ委員、高橋穩至委員、千葉絢子委員、斉藤信委員、小西和子委員、上原康樹委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

鈴木担当書記、千葉担当書記、鈴木併任書記、千葉併任書記、中川併任書記

6 説明のために出席した者

教育委員会

佐藤教育長、佐藤教育局長兼教育企画室長、梅津教育次長、

山村参事兼教職員課総括課長、渡辺教育企画室教育企画推進監、

千葉教育企画室予算財務課長、新田教育企画室学校施設課長、

高橋教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長

木村学校調整課首席指導主事兼総括課長、森田学校調整課高校改革課長

中川学校教育課総括課長、須川学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、

清川保健体育課首席指導主事兼総括課長、

藤原生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長

7 一般傍聴者

4人

8 会議に付した事件

継続調査(教育委員会関係)

「令和3年度県立学校の編制等について」

9 議事の内容

○柳村一委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会

議を行います。

これより教育委員会関係の令和3年度県立学校の編制等について調査を行います。

調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○森田高校改革課長 県立学校の編制につきましては、高等学校等への進路選択を間近に控えた中学3年生及びその保護者の皆様に翌年度の募集学科、また募集定員に関する考え方をできるだけ早期にお知らせするため、例年8月に開催される常任委員会において御説明の上、公表させていただいておりますので、お手元に配付しております資料に基づきまして令和3年度県立学校の編制等について御説明を申し上げます。

資料をおめくりいただきまして、Iが令和3年度県立学校の編制についてでございます。まず、1の県立高等学校の編制について御説明したいと思いますが、その前に今年度の入試に係る結果でございます。令和2年度の入試において募集定員を12学級減といたしましたが、全日制課程では一般入試の倍率が0.87倍で、昨年度である令和元年度の0.89倍からさらに低下している状況でありますことを御報告申し上げます。

それでは、資料をごらんいただきまして、(1)の課程別・学科別募集学級及び募集定員でございますが、来年度における計画に基づく学級数調整等の対象となる学校はなく、令和3年度入試におきましてはここに記載のとおり変更はございません。

また、(2)から(4)に記載のとおり、募集学級数の増減、学科改編、学校再編はございません。

次に、2ページ目、(5)に記載の学科の廃止でございますが、大船渡東高校、宮古水産高校につきましては、新たな高等学校再編計画の前期計画に基づき、資料に記載の計4学科を令和元年度から募集停止し、学科改編を行っております。具体的には、大船渡東高校の機械科と電気電子科を機械電気科の1学科に再編するものです。また、宮古水産高校の海洋技術科と食品家政科を海洋水産科の1学科に再編しております。今年度で平成30年度における当該学科の入学生が卒業することから、学科を廃止するものでございます。

また、2の特別支援学校の編制につきましては、令和3年度の変更はございません。

次に、ページをおめくりいただきまして、3ページでございますIIの「新たな県立高等学校再編計画」前期計画において統合を延期している地区に係る取扱いについて御説明いたします。

平成28年3月に策定した再編計画において、令和2年度の統合を予定していた遠野、久慈の両地区の統合について統合を延期しておりましたが、これまでの入学者数の状況等を踏まえ、その取り扱いを報告するものでございます。

まず、1の延期に係るこれまでの経緯について御説明いたします。(1)の「新たな県立高等学校再編計画」策定時の取扱いですが、計画では遠野地区において遠野高校と遠野緑峰高校、また宮古地区において宮古商業高校と宮古工業高校、そして久慈地区において久

慈東高校と久慈工業高校の統合を予定しておりましたが、統合を早急に決定せず、生徒確保に向けた地域の取り組みを見てほしいとの地元市村からの意見を踏まえ、平成30年度入試までの入学者の状況等を確認した上で統合時期等を判断することとしたものでございます。

次に、それに基づく(2)の平成30年度の入学者数確定時の取扱いでございますが、宮古地区においては統合予定校の欠員が大きく、地域の理解も進んでいることなどから、計画どおり統合を進めることとし、今年度において宮古商工高校として新設しております。一方、遠野市及び野田村においては地元高校への支援に取り組んでおり、平成30年度当時においては遠野緑峰高校、久慈工業高校とも入学者数に増加も見られたことから統合を延期し、令和2年度までの入学者の状況等を確認した上で統合時期等を判断するものでございます。

続きまして、2の令和2年度までの入学者の状況等を踏まえた取扱いについて御説明いたします。(1)の遠野地区につきましては、入学者の推移の表にありますとおり、遠野緑峰高校において平成31年度に58人、令和2年度に57人が入学しております。したがって、その取り扱いとしましては、延期の判断をした平成30年度の入学者数57人の水準を維持していることなどから、統合の対象から除外するものでございます。

(2)の久慈地区につきましては、入学者数の推移の表にありますとおり、久慈工業高校においては平成30年度から入学者の減少が続いており、令和2年度入学者数は20人と大幅な欠員が生じております。一方、本年度より小規模校の活性化を図ることを目的とし、地域理解の学習活動である小中学生の地元高校への理解促進等を図る高校の魅力化促進事業に取り組むこととしていることから、その効果や入学者数の推移等を見きわめてまいりたいと考えております。したがって、この取り扱いとしましては、引き続き統合の対象としますが、統合時期等の判断については1年間延期の上、令和3年度における入学者の状況等を踏まえることとしております。説明は以上でございます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○斉藤信委員 最後の統合計画のところ、遠野高校と遠野緑峰高校について統合の対象から除外するとは、統合の延期ではなく、なかったものにするということで、それぞれ単独で存続させることでよろしいですか。

○森田高校改革課長 今委員からお話がありましたとおり、統合の対象としないこととなります。

○斉藤信委員 だから、統合計画はなしで、来年度から新しい計画になりますので、これは延長ではないのですね。今までは統合を延長してきたわけですね。そこをはっきり答えてください。

○森田高校改革課長 ただいま高校再編の後期計画を策定途中でございますが、この後期計画には掲載しない、統合を行わないということでございます。

○斉藤信委員 わかりました。地元の、特に遠野緑峰高校は、遠野市を含めて高校の魅力

化に取り組んだ成果が上がったのだと思います。私は、遠野市に行ったときに、市として高校魅力化プランをつくって取り組んでいることをお聞きしました。毎年中学校3年生にアンケートをとって、やっぱり高校に対する期待とか、高校をどれだけわかっているとか、いろいろな要望を聞いて、それに市が独自に予算措置もして取り組んでいるとのことでした。そして、それぞれの高校の魅力化を支援していると。遠野緑峰高校と遠野高校は立派な高校のパンフレットもつくっているのです。ほかの県立高校はリーフレットなわけですが、市が援助して立派なパンフレットをつくっています。中学生の特徴として私が感じたのは、やはり地元の高校をよくわからないというのが多いことです。何だかんだ言っても、地元に住んでいてもです。だから、どういう魅力があるのかについて地元の高校が取り組んできた一つの成果だと思います。

それで、久慈地区ですけれども、大変慎重な言い回しで、これは統合の時期の判断を1年間延期すると。これは、令和3年度の入学者の状況を踏まえて、今のまま推移した場合には統合すると。しかし、2学級規模の学生が確保できれば、また慎重に検討すると、こういうことでよろしいですか。

○**森田高校改革課長** 令和2年度久慈工業高校の入学者数が20名で、非常に厳しい結果でございます。野田村においては、来年度も可能な限り生徒数をふやすように努力を継続しているとお話を伺っておりますし、本年度から魅力化の促進事業を行うこととしております。こういった状況も踏まえまして、来年度の入学者がどれだけ増加していくのか推移を見守りながら、また来年度改めて判断する考えでおります。

○**斉藤信委員** わかりました。入学者の状況を見ますと、令和2年度が20名、昨年度が32名で1学級規模になっていて、その前が46名とのことでした。地元の取り組みを私は期待したいと思います。県教育委員会もかなり慎重な対応をしていることを、私は評価したいと思います。

それで、2ページ目、令和3年度の県立特別支援学校の編制についてで、変更はないとのことですが、前回の委員会で特別支援学校の教室不足数は新年度の状況が示されませんでした。もうそういうことはないと思うので、本年度特別支援学校の教室不足数はどうなっているのか、それに対する対策はどうなっているのか示してください。

○**中川学校教育課総括課長** 本年度の特別支援学校の教室不足数でございますけれども、現時点で手元に数字等がございませんので、追って御説明差し申し上げたいと思います。今特別支援学校の整備計画を策定しております。その中でしっかりと教室不足数も踏まえた対応をしまいたいと考えております。

○**斉藤信委員** せっかくここに令和3年度県立特別支援学校の編制についてとあって、変更はないとなっているのだけれども、担当の課長が出席していないのは、私はいかがなものかと思えます。変更はないといっているが、報告は出ているのか。

それで、特別支援学校の場合の教室不足数、前は前年度の数で43でしたか、そのぐらいの不足数の報告が実績として言われていたと思うのです。今学校の子供たちの安全につ

いて新型コロナウイルス感染症対策で考えると、教室が不足しているということは過密であるということなのです。私は特別支援学校こそ、生徒たちがさまざまなハンディキャップを抱えていますから、どこよりも安全な教室の確保が必要だと思うのです。そういう意味で、本当に万全の対策について、必要ならプレハブの教室も整備などが必要ではないかと思ってお聞きしますが、答えられますか。

委員長、担当の課長がいないので、これは後で文書で皆さんに回答してください。今年度の教室不足数がどうなっていて、特別支援学校における子供たちの安全を確保する対策はどうなっているのか、文書で対応していただきたい。終わります。

○千葉秀幸委員 遠野地区、宮古地区、久慈地区についての判断は、それぞれ地元市町村からの意見を踏まえてとのことでしたけれども、これまで意見交換は何回ほど行ってきたのでしょうか。

○森田高校改革課長 正確な数は現在手元にございませぬけれども、計画策定時のさまざまな意見交換会、それから地元からの要望によりまして出前での説明会を複数回行ってまいりました。また、新たな県立高等学校再編計画後期計画策定時におきましても意見交換会と、出前説明会をかなりの回数行ってきております。そこで、遠野地区においては、遠野緑峰高校の必要性の話や、地元でも努力して遠野緑峰高校の生徒をふやしていくので今後少し様子を見てほしいとの要望を頂戴しております。

○千葉秀幸委員 地元の方々の意見を聞いた中で判断されるのは、すごく大切なことだと思います。少子化が進んでいるので、統合は多少やむを得ないことではありますが、専門学科の高校が地元からなくなってしまうと、学びの場が確保できず、専門学科の高校を求めて、普通科や専門学科の高校がそろっている盛岡に行こうと、盛岡一極集中につながりかねません。新たな県立高等学校再編計画後期計画もこれから進んでいくとは思いますが、ぜひとも学びの場を確保していただくためにも、今後とも地元の方々との意見交換をしっかり踏まえた中で御判断いただきたいと思っております。進展があればお伺いいたします。

○森田高校改革課長 ただいま新たな県立高等学校再編計画後期計画案に係る地域との検討会議、それから県民の方々を対象としました意見交換会を計画しております。これまでもさまざま統合に関する御意見等を頂戴しています。統合に対して、やはり慎重であるべきという御意見もありますし、中にはこういった案もこれからの時代にはふさわしいのではないかなどのさまざまな御意見も頂戴しているところでもあります。これらをこれから取りまとめまして、慎重に判断してまいりたいと考えております。

○小西和子委員 今回遠野地区を統合の対象から除外すると決断されたことは高く評価したいと思いますし、遠野市、それから遠野高校、遠野緑峰高校の関係者の皆様方の御努力があったからこそと思ひ、敬意を表したいと思います。

次に、久慈地区の統合、これは校舎制になりますよね。そのことで、私は前回宮古地区の統合について質疑をさせていただいたわけですが、現場からは一つの学校というまとまりが感じられないとの声があります。いやいや、校長先生たちと意見交換をやりま

したと答弁していただいたのですけれども、両校の交流はどのように図られたのですか。

○**森田高校改革課長** 宮古商工高校の関係の御質問かと思いますが、現在新型コロナウイルス感染症の関係もございまして、本来であれば体育祭とか、文化祭とかの学校行事も、合同でやる予定ではございますけれども、現時点では新型コロナウイルス感染症対策という意味で、できていない状況ではあります。ただ、今後新型コロナウイルス感染症との関係を踏まえながら、徐々に両校のそれぞれの校舎の交流自体が当然考えていく形になるかと思えます。

それから、現時点では部活動はバスで移動しながら両校の生徒が交流して行っている状況でございます。従前は宮古工業高校ではできなかった部活動、もしくは宮古商業高校ではできなかった部活動ができることになって、部活動の選択肢の幅が広がったと非常に喜んでいる生徒もいると校長からは聞いておりまして、そういった意味では統合の効果が出てきているのかと感じております。

今後さらに元両校の融和というか、一体感を出すような取り組みを我々としても支援してまいりたいと考えております。

○**小西和子委員** 部活動のみは交流ができたのですね。この部活動にかかわってなのですが、バスの運行計画を立てなければならぬわけです。そのときに、両校舎の生徒の状況を正確に把握する作業等で教職員の負担が増加したと、前回の質疑のときに答弁いただいております。両方の生徒をわかっていなければ、この計画はなかなかスムーズには立てられないと思っております。やはりそれなりに負担がふえますから、校舎制の統合は職員の数もプラスすべきだと思うのです。

そこで、現在ですと校長先生と養護教諭は両方に配置されておりますが、これは先々はどうなるのでしょうか、お伺いいたします。

○**高橋県立学校人事課長** 今年度新規の校舎制統合の学校で、副校長、養護教諭をふやす形で検討に入っておりますが、来年度以降もこれについては引き続き同じような考え方で進めていかなければならないと考えております。

○**小西和子委員** 安心いたしました。そのうちに引き揚げられるのではないかと現場では心配しておりましたので、よろしくお伺いいたします。

確かに一つの学校だと思えるような、そういう学校運営だったり、子供たちの交流を進めていただきたいわけですけれども、校長先生とか副校長先生からのいろいろな意見を聴取するだけでは足りないと思うのです。学校職員の皆さんの声をしっかりと吸い上げるための意見交換会を継続すると前回答弁いただいておりますけれども、そういうことを大事にしていて、一つの学校としてのまとまりをつくるために今後どのようにしていくかお伺いして、終わりたいと思います。

○**森田高校改革課長** 今回新たな県立高等学校再編計画後期計画におきましても、さらに校舎制統合を考えているところがございまして、初めてのケースとして校舎制統合を導入したのが宮古商工高校になります。これは、一種の今後のベンチマークになってくるかと

思っております、学校運営の状況を我々もしっかり踏まえながら、今後の高校再編のあり方を検討していく必要があると思います。ここはしっかりと校長先生初め教員の皆さんの御意見や今後の運営状況等も踏まえながら、我々もしっかり対応、検討してまいりたいと思っております。

○小西和子委員 本校は初めての校舎制ですので、しっかりと検証してから2校目に進めていっていただきたいと思っております。要望で終わります。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川学校教育課総括課長 先ほどは失礼しました。令和2年度の特別支援学校の教室不足数でございますけれども、今週末を期限として現在調査中でございます、お盆明けには集計が終わる予定でございます。資料等配付させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって令和3年度県立学校の編制等について調査を終了いたします。

この際、執行部から義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴う教育委員会規則の制定について及び県立高等学校生徒の自死事案に係る調査報告書の概要及び今後の対応について発言を求められております。

なお、それぞれの報告の後、当該報告に対する質疑を行うこととし、その後委員からのこの際発言といたしたいと思っております。

最初に、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴う教育委員会規則の制定について発言を許します。

○山村参事兼教職員課総括課長 それでは、御説明申し上げます。資料の1ページをごらんください。

まず、1の経緯について御説明します。(1)、法律の改正。学校における働き方改革の推進を目的として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の一部を改正する法律が令和元年12月に公布され、この法律に基づき国の指針が策定されたところです。

国の指針では、アにありますとおり、服務監督教育委員会 ― これは県立学校にあっては県教育委員会、市町村立学校にあっては市町村教育委員会でございます ― は在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限方針を規則に整備することとされました。

さらに、イにありますとおり、県はこの上限方針の実効性を高めるため業務量の適切な管理に関して条例を整備することとされました。

(2)、条例の改正。県では、この国の指針を踏まえ、教員が在校等時間において行う業務量の適切な管理について規定する義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措

置に関する条例 ― いわゆる給特条例というものです ― の一部を改正する条例について、6月県議会定例会における議決を経て8月1日に施行したところです。

次に、2の教育委員会規則の制定についてであります。県教育委員会では、御説明した改正後の条例に基づき、業務量の適切な管理のために必要な事項を規定する県立学校の教職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則を制定し、条例と同日の8月1日に施行したところです。

囲みの部分にこの規則で定める主な内容について記載しております。県教育委員会は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間、すなわち下の部分ですが、1カ月について45時間、1年について360時間の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとしております。

2ページ、3ページは、この規則の全文でございます。

1ページの最後の3、今後の対応についてであります。県教育委員会といたしましては、今回整備した条例及び規則を根拠とし、教員の時間外の在校等時間を上限の範囲とするため、岩手県教職員働き方改革プランに基づき、教職員の負担軽減と健康保持等の取り組みをより一層推進していくこととしております。以上で説明を終わります。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対し質疑はありませんか。

○斉藤信委員 7月2日の文教委員会でも、条例改正にかかわって、この文教委員会に付託されませんでしたけれども、教員の時間外の在校等時間について聞きました。そのときの答弁は、昨年度の実績で月45時間以上が27.5%、月80時間以上が8.8%でした。これについて実数がわかれば示していただきたい。

そして、実態はかなり深刻だと思います。今回条例に基づいて県教育委員会の規則がこのように制定されたことは、一歩前進ではないかと思えます。ただ、罰則なしですから、どれだけの効果があるのだろうかと思えます。言わば、これを守れなかった場合にはどういう対応をするのか。3のところにあるように、今後の対応は今までと基本的に変わらないのです。今の実態を踏まえたら、かなり抜本的な対策を講じなければ、これはまさに絵に描いた餅になってしまうのではないかと。その点はいかがでしょうか。

○山村参事兼教職員課総括課長 まず、長時間勤務している職員の実数について、月80時間以上の教員の数でお答えしたいと思います。令和元年度は実数で3,812人、割合については御紹介いただきましたとおり全体の8.8%となっております。

それで、守れない場合、守るための対応でございますが、県教育委員会としては平成30年度に働き方改革プランを定めまして、これは着実に実施してきております。これまでも閉庁日の拡大であるとか、部活動指導員の拡大であるとか、効果の出る取り組みを一つ一つ行ってまいりました。今回、条例改正、規則制定を行いました。法的な根拠もできました。これをもとに各学校で一人一人の教員の勤務の状況を把握しながら取り組みを行い、働き方改革の実現に向けて進めていきたいと考えております。

なお、先ほどの人数、3,812人は年間の延べ人数でございます。

○齊藤信委員 実数がわかれば実数を示してください。

それで、県教育委員会の規則は1カ月45時間なのです。今、月80時間で答えられましたね。月80時間でこれだけなのです。規則では月45時間以内ですから、月45時間はどのようなのですか。

○山村参事兼教職員課総括課長 月45時間以内の人数につきまして、割合は27.5%、実数は今手元に資料がございません。

それで、この月45時間以内の範囲とするために、今までプランで月80時間の目標を掲げて、月80時間以内の人数を減らしていくという目標を掲げて実施してまいりました。今後につきましては、プランを実施していきながら、月45時間以内の範囲とするように業務量の適切な管理を行うという対応ですので、それに沿って取り組んでいきたいと考えております。

○齊藤信委員 実数はわからないの。延べ人数ではなく実数。

○山村参事兼教職員課総括課長 今はわかりません。

○小西和子委員 まず最初に、県の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例、業務量の適切な管理のために必要な事項を規定する県立学校の教職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則が8月1日より施行されております。4月以降は一部の例外を除いて通常どおりの学校生活でありましたけれども、6月までの第1四半期の超過勤務の状況はいかがだったのでしょうか。

○山村参事兼教職員課総括課長 今年度の6月までの状況であります。月80時間以上の職員の割合、先ほど齊藤委員からの質問でもございましたが、月80時間以上の職員の割合は1.7%でありました。前年同期は15.9%で、ポイントでいうと14.2ポイントの減少になっております。

人数でお話しいたしますと、一月当たりの平均で申しますと、去年の4月から6月は580人程度が月80時間以上の勤務だったのですけれども、今年度は64人で、大幅に減っている状況でございます。

○小西和子委員 岩手県教職員働き方改革プランの概要を事務所の机上において何としてもクリアしなければと思っているのです。2019年度、2020年度は、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の制限時間について月80時間以上が前年度3割減、これは先ほどお話しがあったようにクリアしたと思うのです。月100時間以上はゼロにするとありますけれども、月100時間以上は何人かわかりますか。

○山村参事兼教職員課総括課長 月100時間以上については、同じように4月から6月の平均で申しますと昨年度は一月295人出ています。今年度は8人でありまして、月80時間以上についても大きく減っておりますが、月100時間以上の特に長い時間勤務する教員については大きく減っている状況でございます。

○小西和子委員 大幅に減ったことは本当によかったと思います。ぜひゼロに向けて取り組んでいただきたいと思います。

それで、月 45 時間、年 360 時間以内の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を達成するための方策は、各学校での取り組みしかないのでしょうか。

○山村参事兼教職員課総括課長 岩手県教職員働き方改革プランにも掲げております学校での取り組みももちろんであります。県教育委員会としても取り組みを行っております。先ほども御説明しましたが、学校閉庁日の拡大であるとか、あるいは地域、家庭、学校との適切な役割に向けて、保護者の理解を得るためにリーフレットをつくりまして各学校で活用していただくようにしたことであるとか、あるいは県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟などの関係団体にも直接、私と保健体育担当課長が一緒に出かけまして、御理解を求めるようお願いしたりといった取り組みもしております。

また、時間外の在校時間の大きな要因になっている部活動につきましては、部活動指導員の人員配置を行ったり、中学生の部活動の望ましいあり方や連携について、検討会を設置したりして取り組んでおります。

○小西和子委員 いろいろ取り組んでいますとの答弁でした。

7 時間授業があることは、県教育委員会の皆さんは御存じですよね。杜陵高校も 7 時間授業があるのですが、それは定時制のためであり、進学校では学力向上のために 7 時間授業が行われております。7 時間目が終わって清掃をしたりしていますと 16 時 30 分頃になるわけです。ですから、実質部活動は時間外の在校時間になります。部活動ガイドラインですと週 4 回、1 回 2 時間やるとして、二四が八の 4 週ですから月 32 時間になりますね。そして、土日はどちらか活動しますよ。3.5 時間で、その 4 倍ですから 14 時間、こうやって足していくと明らかに月 45 時間は守れないのです。これは、県教育委員会でも計算していると思います。ですから、はなから在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の制限時間を月 45 時間、年 360 時間にするには、この 7 時間目まで授業を行っている学校は無理なわけです。

そこで、妙案があります。新潟県教育委員会が県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針というのを出しました。一部だけ読み上げます。教育課程の見直し、全日制課程における 1 日の授業時間数の短縮、7 限の廃止です。7 時間目をやっちはいけませんよ、全日制課程では 1 日の授業は 6 限までとすると明記しているのです。こういうことをしなければ、幾ら頑張ったって、部活動もやりながらとなったら、この在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の制限時間月 45 時間、年 360 時間は守ることができないと思いますが、所見があったらお願いします。

○山村参事兼教職員課総括課長 授業も、部活動も含め、教員の勤務の負担を軽減していくことが岩手県教職員働き方改革プランの目指すところでもあります。授業に関する事、部活動に関する事、その他学校の諸事務、あるいは県教育委員会への報告事務であったりとか、先生たちはいろいろな業務を担当しております。それが長時間勤務につながっていることですので、それぞれの分野というか、項目について教員の負担軽減の観点から検討していった上で、トータルで働き方改革を進めていくことが重要だと考えております。

○**小西和子委員** では、岩手県教育委員会でも新潟県教育委員会のこの指針を参考にして検討していただければと思います。

次に、タイムカードを打刻してからの残業などがあってはならないと考えます。正確な超過勤務の把握と超過勤務の抑制、この二つを成し遂げることが働き方改革につながると考えます。それで、これは文部科学省がまとめた岩手県の取り組み状況という、12月に出されたものですが、岩手県はICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等、客観的な方法で超過勤務時間を把握しているのが、41.2%で、全国平均よりもかなり低いのですが、現在は客観的な方法で記録している割合がどのくらいまでアップしているでしょうか。

○**山村参事兼教職員課総括課長** 市町村教育委員会での把握状況でございます。県教育委員会の県立高校分については、タイムカードでの把握を行っております。市町村教育委員会については、国が調査したその数値から新しい調査はしておりませんので、データはありませんけれども、その結果がまとまった後も市町村教育委員会に対する、会議の場も、研修の場もございましたので、そこにおいて、客観的な把握が法的な事業主の責務であることを改めて説明して、早期に客観的な把握の仕組みを整備するように働きかけを行っております。

○**小西和子委員** 小中学校の中には目視もあるのです。校長先生が教職員が何時何分に来たな、何時何分に帰ったなど。本当にこれでできるのか、何十人もいたらどうやってそれぞれを把握するのかなと思いますが、そのようにアンケートに答えている学校が8.8%もあったことに驚いております。

やはり正確な勤務時間の把握と超過勤務の抑制が働き方改革につながると思います。ましてタイムカードを打刻してからの残業は違反になりますよね。違反で罰則があるはずで、こういうことがあってはならないのですけれども、現場ではあるのではないかと思います。もう一度言います。正確な超過勤務時間の把握と超過勤務の抑制、この二つを成し遂げることが働き方改革につながると考えますが、いかがでしょうか。

○**山村参事兼教職員課総括課長** 先ほど御説明したように、県教育委員会もタイムカードを導入して以来、勤務時間を客観的に把握できるようになり、いろいろな取り組みに数字の裏づけをもって取り組むことができっております。各学校でも、勤務時間が長い教員に対しては校長が個別に面談を行うこととしております。そういった取り組みも、具体的に把握しているからこそ具体的な対策ができることとなります。客観的に把握した上で働き方改革の取り組みを進めていくことが非常に大事だと思っております。

○**小西和子委員** よろしく願いいたします。

いわゆる給特法ですけれども、第7条が達成できなければ、第5条のまとめ取りなどは入れられないことになっておりますし、東京都での研修会ときもそのように説明を受けてまいりました。このことについては、県教育委員会としてどのように考えておりますか。

○**山村参事兼教職員課総括課長** 今回の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関

する特別措置法の改正で改正されたもう一つの項目、1年単位の変形労働時間制についてであります。今委員から御紹介いただきましたとおり、7月に国の指針が示されまして、この1年単位の変形労働時間制の導入の前提として、対象となる教員の時間外の在校等時間が月42時間、年320時間の範囲とすることなどが示されたところであります。月45時間よりもさらに厳しいというか、短い時間でございます。運用の詳細等については、これから確認をしなければならないものですが、県教育委員会としては働き方改革の取り組みを進めまして、教員の負担軽減を図っていくことがまず最優先だと考えております。

○小西和子委員 岩手県教職員働き方改革プラン、これが一日も早く達成できるように県教育委員会も取り組んでいただきたいと思います。教育長、一言お願いします。

○佐藤教育長 まず、先ほど山村参事から、県立学校について、今年度4月から6月にかけての超過勤務時間数が大幅に削減になっているとの説明がありましたが、これは今年の2月、3月の頃から低下傾向にありました。ただ、一部には新型コロナウイルス感染症拡大による部活動の中止などもある程度数値に反映されている可能性はあります。今は、部活動が再開されておりますから、その推移を改めて確認しながら、働き方改革の実効性について意を用いながら対応していきたいと思っております。それから今回県教育委員会で県立学校の教職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則を制定したところでございますが、市町村学校にあつてはそれぞれの服務監督を市町村教育委員会で行うこととなり、これについても市町村教育委員会と連携を図って取り組みを進めてきております。今後も岩手県教職員働き方改革プランに基づく取り組みを実効性あるものにしていきたいと考えております。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもってただいまの報告に対する質疑を終わります。

次に、県立高等学校生徒の自死事案に係る調査報告書の内容及び今後の対応について発言を許します。

○山村参事兼教職員課総括課長 それでは、御説明させていただきます。

お手元の資料をめくっていただきますと、調査報告書の概要版があると思っております。本日はこの概要版で説明させていただきます。

1ページは、後ほど御説明いたします。

めくっていただきまして目次です。この調査報告書の構成でございます。第1章、本委員会の設置と活動経過、第2章、本件事案の事実経過、めくっていただき、6ページ、第3章、本件自死と学校生活との関わりについての考察、7ページ、第4章、当該学校の対応についての検証及び考察、第5章、県教委の対応についての検証及び考察、そして最後に第6章、再発防止策の提言であります。

概要書の主な部分を拾い読みする形で、ポイントだけ御説明させていただきます。9ページ、ページが二つございますが、下のほうの9ページでございます。第1章、本委員会

の設置と活動経過で、2019年1月から2020年7月まで、1年6カ月にわたり23回委員会が開催されました。2のところ、延べ27日間です。最後のところで、合計73名からの聴き取り調査を実施。3はアンケートで、3行目、全校生徒にアンケート調査を実施。

第2章は、本件事案の事実経過で、第1、Aさんについてで、性格、人柄、成育歴などが詳しく記載されておりますが、今回は割愛しまして、17ページの下の方、(2)、X顧問、これがAさんを指導していた部活動の顧問でございます、の指導における言動で、部員を指導する際、大きな声を発したり、声を荒げる、どなる、怒るような言い方をします。中学校ではそんな文化でやってきたのかとか、しばしばばか、あほ、てめえという言葉も使った。

19ページ、(2)、X顧問の言動の検討で、こういった発言はいたずらに威圧、威嚇する発言、人格を否定し、意欲や自信、自尊感情を奪う発言。この(2)の最後のほうですけれども、指導の手段として社会的相当性を欠き、指導としての域を超えるもの、教員としての裁量を逸脱したものであったと言わなければならない。

24ページ、下の方、第3章、本件自死と学校生活との関わりについての考察で、25ページの方の中ほど、第2、本件自死に関する危険要因(因子)の検討で、I、遺伝学的なものとか、II、性格特性など、III、環境要因(地域、友人・仲間)については、自死に関与した可能性は認められないとされております。IV、環境要因(学校生活に関連する要因)について指摘があり、1、身長が高いことに対する嫌忌の念と運動能力に対する劣等感。26ページ、2、E大学に進学せざるを得ない状況に至ったことによる絶望感。27ページの3、「バレーボールをしていなければ自分には何もない」という認識と強豪校でバレーボールを中心とした生活を送ることへの拒絶感との相克。4、苦しみを分かち合えず理解してもらえないことによる孤立感と絶望感。下の5、絶望感及び孤立感の増大と希死念慮の増強とあり、次のページ、28ページの4行目、その原因として次の3点を指摘で3点、(2)、4月以降集中的になりかつ強まっていたX顧問の叱責及び暴言、(3)、高総体敗北の責任は自分にあるという自責の念とX顧問の発言、29ページ、(4)、支援を得ることができなかったことによる孤立感。

これらから、Vのところ、苦しみの中で疲れ果て楽になりたいという心理状態となり、苦しみから脱出する方法として自死以外の方法を考えることができない心理状態に至り、自死するに至ったと考えられると、こう記されております。

次の30ページ、第4は遺書について触れられており、31ページの第4章、当該学校の対応についての検証及び考察では、第1の1、F高校事案について——このF高校事案は顧問の前任の高校であります——この事案について校長は断片的な認識しか持っておらず、その段の最後のほうですが、そのため校長の指導は不十分な指導にとどまってしまい、顧問が自分の指導を反省することにはつながらなかった。2は、部活動指導にかかわるガイドラインで、これの最後の段、校長はガイドラインに照らして顧問の発言が適切かどうかを判断する姿勢を有していなかった。3、学校生活アンケートへの対応で、2行目、安全

でない場所があるとの回答に対し、何ら対応も行っていない。32 ページの4、1行目で、多くの生徒がAの自傷行為を認識していたとのことで、もしの段落ですが、もし養護教諭、担任等の教職員に伝えられていたなら、自死を防止するための何らかの対応ができた可能性もあったと思われる。5は、学校における情報共有の問題。

そして、第2は、事案発生後の対応の妥当性について触れられております。

33 ページ、第5章、県教委の対応についての検証及び考察で、第1の1行目ですが、F 高校事案の裁判の過程でと、34 ページに移っていただき、しかしからの段の、裁判の過程で暴力や暴言を含んだ不適切な指導の実態が明らかになっていたのであり、少なくともその時点において、再発防止のためにも裁判の情報を校長に正確に伝える、それが的確に顧問の指導に生かされているか、現状の顧問の指導において同様の問題が発生していないか、県教委として確認し、指導し、対応することが必要であった。それを怠ったことが校長の不十分な指導につながり、また本件事案へとつながった可能性は否定できないとされています。

第2は、事案発生後の対応の妥当性についてです。

35 ページは、第6章、再発防止策の提言―岩手モデルの策定―で、三つの方針が示されています。方針1、悩みや苦しみを抱えた生徒が援助希求できる体制の構築。37 ページ、方針2、生徒の主体性を育む指導体制の構築。40 ページ、下のほう、方針の3、提言に基づく「岩手モデル」の策定と発信。

調査報告書の概要の御説明は以上であります。

1 ページ目の資料をごらんいただきたいと思います。1枚物の1ページ、資料であります。1の部分ですが、調査報告書の提出を受けまして、7月30日木曜日には教育委員会の臨時会議、そして知事が主宰する第2回総合教育会議を臨時で開催しました。また、きのう、3日月曜日には臨時の県立学校長会議を開催し、調査報告書の概要報告をし、今後の対応について説明、協議をいたしました。

2、調査報告書の提言を踏まえ、再発防止「岩手モデル」策定委員会、これは仮称でございますが、これを設置しまして、テーマごとに再発防止に向けた具体的な対応の検討を進めていきたいと考えております。この検討に際しては外部の方の御協力も得ながら多面的に検討し、教育委員会全体として再発防止に向けて取り組んでいきたいと考えております。説明は以上です。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対し質疑はありませんか。

○城内よしこ委員 生徒が亡くなったことについて報告があったわけでありますけれども、前期に、商工文教委員として私もこの事案についてかかわりがありました。その際に、前任校での事案がありながら、この先生は次の学校に移って、また同じように指導しているとのことで、そういったことはあり得ないのではないかと思います、県教育委員会のこの取り扱いについていささか疑義を感じたところであります。この中には、指導体制について適正に伝達されていなかったとの話がありましたけれども、当時も、新しい学校に移って

からも指導を行い、その学校の校長先生の発言はこの先生をかばうようなものでした。私は聞いていて何なのだろうと思ったところでもあります。この間、県教育委員会の答弁は終始体制を整えることばかりで、先生方をしっかりと管理していないのではないかと思います。岩手モデルとか、大切な命がなくなってからこういう話になるのではなく、本来であればもっと早く打てる手があったはずであります。そういったことを怠ったことは大変残念でなりません。ですので、今後は、第2、第3のこういう事案が起きないような方策を真摯に考えてほしいし、岩手の宝である子供たちを育てる大切な仕事を持っている先生方に間違った指導をさせないような体制をぜひつくってほしいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○**佐藤教育長** 答弁に先立ちまして、故人の御冥福を心からお祈り申し上げます。また、御両親をはじめ御遺族の皆様にご心からお悔やみを申し上げます。

調査報告書を受け取りまして、私も御遺族に対して御報告、御説明をさせていただきました。また、県教育委員会を代表し謝罪いたしましたところでございます。

ただいま体制についての御質問がございました。今回7月22日に調査報告書をいただき、御遺族へ謝罪をし、きのう直ちに臨時で県立学校長を招集し、この調査報告書の内容について情報共有を図るとともに、今後の対応についても説明しました。

調査報告書では、岩手モデルという提言もいただいておりますが、きのうの臨時招集中で、改めてそれぞれの学校で取り組み状況について確認をした上で、直すべきところは直す、対応すべきところは直ちに対応するよう指示しております。

岩手モデルについては、先ほど山村参事からも答弁申し上げましたとおり、外部の方も入れながら、また、県の組織、保健福祉部であるとか、文化スポーツ部であるとか、関係各部署の協力も得ながら、これは早急に組織を立ち上げ、先ほどお示しした八つの小委員会を直ちに設置し、二度とこのようなことはあってはならないという思いで、対策について検討を進めてまいりたい、学校と教育委員会が一体となって再発防止に向けた岩手モデルをつくっていきたいと考えております。

○**城内よしこ委員** ぜひ子供たちが伸びる環境をつくってほしいし、新たな指導体制が必要ではないかと思います。旧態依然のこういった暴言を吐くような指導があってはならないし、そういったことをこれまで見過ごしてきた、見逃してきた責任は重いものがあると思います。ぜひ今回のことを機に、しっかりと子供たちに寄り添うような指導をお願いしたいと思います。

○**千葉盛委員** とうとい命がなくなって大変残念な事案であり、本当に二度とこのようなことが起こらないことを祈るばかりであります。

それで、今も質問がありましたけれども、早急に策定委員会を設置するとのことでしたけれども、具体的にいつ設置して、どのくらいの期間で岩手モデルを策定していくのかお尋ねいたします。

○**高橋県立学校人事課長** いつまでというお話でございます。まず、当面直ちに取り組

むことができることについては直ちに取り組んでまいりたいと思います。例えば部活動に強制参加の形をとっているところについては、既に改める方向に動いておりますので、学校でその取り組みを加速してもらうような、できることにはすぐに着手したいと考えております。

それから、策定委員会の設置でございますが、できれば9月ぐらいには設置したいと考えております。その委員会の下にそれぞれの小委員会が動いていく形で、とりあえずできるところからどんどん進めてまいりたいと考えております。

○千葉盛委員 やれるところは進めていくのですね。それから、今もこの顧問は部活動の指導を続けているとのことですし、大変残念に思うのは、この調査報告書がなければそもそも策定委員会の設置には至らなかったということなのではないでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○山村参事兼教職員課総括課長 今回調査報告書をいただき、提言もいただきました。その提言を検討するために県教育委員会として検討委員会を設置したいと考えているものです。部活動等における指導を適正なものにする、あるいは教員の生徒に対する指導を適正なものにする取り組みは、例えばコンプライアンスのような切り口でも日々行っているところではございますが、今回このような重要な事案の発生を受け、調査委員会で検討していただいた再発防止策を県教育委員会としてしっかり実行するために、このような組織を置いて検討したいと考えております。

○千葉盛委員 それで、この調査報告書を受けまして、顧問へはどのような対応を行っているのかをお伺いいたします。

○高橋県立学校人事課長 顧問への対応でございますが、令和2年7月22日に調査報告書を受け取った後、4連休に入りましたが、4連休明けからは自宅待機としていただいております。

○千葉盛委員 自宅待機はわかりましたけれども、これからの顧問への対応は具体的にどうとられていくのか、お答えをお願いします。

○高橋県立学校人事課長 今後本人あるいは関係の方々からお話を聞きながら、措置の検討をしていくこととなります。

○千葉盛委員 具体的に言ってほしいのですけれども、措置とはどういったことなのか、お答えをお願いします。

○山村参事兼教職員課総括課長 今回顧問の言動についての報告いただきました。これをもとにしまして、今後この教員についての懲戒処分を検討していくこととなります。懲戒処分の検討に当たっては、今お答えしたように本人への事情聴取を県教育委員会としても改めて行う必要がございます。関係の方にもお話を伺わなければなりません。そういったことを行いながら、処分を行う際には県教育委員会議の議決を経て行うことになっております。県教育委員会での議論を経て懲戒処分を進めていく、その検討を行っていくと考えております。

○千葉盛委員 最後に教育長にお伺いいたしますけれども、重複するのかもしれませんが、これまでの県教育委員会の対応をどのように評価しているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○佐藤教育長 これまでも、こういった教職員の体罰であるとか、児童生徒への不適切な対応について、適切な指導とするよう趣旨を徹底してきたところでございます。そういった中で今回この調査報告書をいただきました。この調査報告書では生徒が自死に至る過程を丁寧に調査、分析、考察していただきました。この調査報告書の内容については、本当に長い時間調査委員会で検討され、大変な努力をおかけしたところでございますが、丁寧なこの調査結果に基づき、教育に携わる教職員一人一人がしっかりその内容を理解し、このようなことは二度と起きてはならないと改めて胸に刻んで、岩手の宝である子供たちをしっかりと育ていかなければならないと強く思っております。

岩手モデルという形で御提言をいただきましたけれども、八つの項目の中の(4)と(5)のように、提言の中にない部分も、私どもでこれも必要であると判断して提言に加えた項目もあり、岩手モデルの策定に向けて多面的な意見交換や議論を重ねながら対応していきたいと考えております。

○千葉絢子委員 この調査報告書を読ませていただきました。この中で私が一番問題に思うのは、これまでどのような対応をしていたとしても、やはり命が失われてしまったことだと思います。

この概要ですけれども、21 ページのところに、自死をほのめかす言動を行い、窓から飛び降りるような動作をしていたことに、複数の生徒は認識していたが、教職員が認識していなかったというところがあります。つまりはAさんが相談できなかった、先生方に言ったところでどうせ無駄でしょうと諦めてしまっていた、この学校側と生徒の信頼関係が結ばれていなかったところが一番の問題ではないかと思えます。

学校という場を考えますと、生徒は先生に進路まで握られているような、従属関係なわけです。自分の将来についてもこの顧問が握っているところでは、どのような言動をされても自分には逃げ場がないと思ってしまう。そして、学校の教職員に対しても信頼できなかった。その恐怖感を想像すると、私は言葉が見つかりません。

というのは、うちの娘も実はバレー部に所属しておりまして、ちょうど1年前ですけれども、行き過ぎた指導等で不登校になりかけたことがありました。でも、私はこの高校の事例を知っていたので、そのように悩むのだったらやめなさいとアドバイスすることができたのです。

19 ページにあるX顧問の言動の検討にある、誰々のせいで負けたという趣旨の発言は、敗因を指摘し今後の練習課題を明らかにするものではなく、負けた責任を個人に押しつける発言と評せざるを得ず、自信を喪失させ、自尊感情を奪い、人格を否定する発言であるとともに、独善的かつ過度に精神的負荷を与える発言であると言わなければなりません。これと全く同じことが中学校の部活でも外部コーチによって行われていた。不登校にもな

りました、うちの娘は。食事も取れなくなりました。帰宅途中で失神して、県立病院に救急搬送もされました。この事例を知っていたから、私は子供にそんなにつらいのだったらやめろと言うことができたのです。これは自死に至らなかっただけで、実際行われているのは同じことなのです、中学校の部活動でも。

自死を起こさせないことが目的なのではなくて、自死に至るような指導をさせないこと、根本的な解決をしていくことが、岩手モデルを考える上でも重要だと思います。形式ではないのです。その子供にとって本当に何が必要か、きちんと寄り添えるだけの信頼関係を学校、部活の顧問と築けていけるのかです。

また、私たちのような、今の親の年代は、いわゆるスポーツ根性物のアニメなどを見て育った世代です。厳しい指導、長時間の指導、保護者の中にはそれが当たり前でしょうと捉えている風潮もあるのです。しっかりその意識を改善していかないといけない。この学校でも父母会から顧問の指導の継続についての要望書が学校宛てに出されています。自死している生徒が出ているにもかかわらず、そういう要望書が出る。それを認める風潮が保護者の中にあることを県教育委員会は重く見るべきだと私は思っています。

外部コーチも含めた今後のスポーツ指導のあり方、それと学校と生徒との信頼関係、相談できる環境づくり、こういったものに関して真剣に取り組むべきではないかと私は思っているのですが、それはこの岩手モデルの発信以前の問題であると思っております。この根本解決に向けた取り組みについて、県教育委員会としてはどのように取り組んでいき、市町村教育委員会にどのように徹底させていくのか、そこをお伺いしたいと思います。

○高橋県立学校人事課長 スポーツ指導にかかわるところの取り組みについて御説明させていただきます。

まず、小委員会の中に部活動指導者研修等検討小委員会を置きますけれども、これは高等学校での部活動指導だけに限定した狭い議論をするのではなく、もう少し広く、中学校あるいは学校外でのスポーツ指導も視野に入れて議論しなければならないだろうと考えております。そのために他部局とも連携させていただきたいと考えております。具体的に申し上げますと、文化スポーツ部等とも御相談申し上げて御協力をお願いしたいと考えております。文化スポーツ部では、スポーツ・インテグリティという考え方の普及を今進めております。こういったこともやはり参考にさせていただきながら進めてまいりたいと考えております。

○千葉絢子委員 今回問題になっているのはバレーボールです。この問題が起きる高校の前でも同じ指導者が生徒に対しての過度な指導、行き過ぎたような指導もあり、裁判にもなっております、これは個々の指導者の問題ではないと思うのです。去年、ほかの県立学校でも、有名なコーチがやはり行き過ぎた指導があつて、生徒から学校側に相談があり顧問をやめたというの、この問題になっている近隣の高校で実際にあったことです。その保護者からも私は相談を受けたこともありましたし、これはバレーボールというスポーツがそのような傾向にあるのか、おとしには関東地方の大学で、アメリカンフットボー

ルの指導でも行き過ぎた部分がありましたが、それは今までも慣例的に行われてきたことでありまして、スポーツならではの傾向とか、そういう指導の下で育った人たちが今指導者になっていることも考えると、その共通するものについて認識していかなければいけないと思います。もしかすると、スポーツによってそういう闇を生みやすいような指導とか、慣例があるのではないかということも疑っていかなくてはいけないのではないかと思います。

調査報告書は学校の校長先生の認識が不十分であったとの書き方をもちろんしておりますけれども、私が御提案したいのは、皆さん方にもぜひ現場を見ていただいて、どういう指導が行われているのか、抜き打ちで学校へ行ったり、子供たちに話を聞いたり、事前に行くよと言うと学校は体裁をつくりますが、そこで生徒と話をしてほしいと思うのです。そして、ではどういう指導だったらいいかを探っていただきたいと思います。答えは現場にあると知事もよくおっしゃっていますし、子供たちの声なき声を拾ってあげてほしい、ぜひ子供たちを救っていただきたいとつくづく思いますので、ここは教育長に一言頂戴して終わります。

○佐藤教育長 まさに委員御指摘のとおり、学校現場を見て、そして実際どうなのだと、実態をしっかり把握することが大事だと思います。私も可能な限り機会をつくって、学校訪問をしたいと考えております。8月下旬からは小規模校を中心に学校現場を実際に訪問させていただいて、校長先生方と話をする機会を持ちたいと考えておりましたし、実際に授業の風景であるとか、それから授業が終わった後であれば部活動の状況についても見させていただく機会をつくりたいと思っております。それは、私のみならず県教育委員会事務局の職員、担当者だけではなく、やはり幅広く関係者が実際の現場を見て、現場を知ることが本当に大事だと思います。学校からの報告等について書かれてあるものをそのまま受け取るのではなくて、自分の目で確認し、そしてこちらから積極的に状況について把握するよう、質問などにもしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○千葉絢子委員 この生徒Aさんは、2月頃から周りにもわかるようなSOSを出し続けていたにもかかわらず、学校側でそれを認識していなかった。顧問に至っては、認識していたけれども、それを、どうなのだと本人に聞くでもなく、ほかの教員と共有するでもなかった。これが私は一番救うチャンスを逃した大きな失敗であると思っています。なので、現場に対話を求めるのであれば、やはり県教育委員会と学校、それから生徒とも対話をし、解決策を見つけていく姿勢をぜひ今後強く出していただきたいとお願いして、終わります。

○齊藤信委員 7月22日にこの調査報告書が提出されまして、当日第三者委員会が会見を行って、そのときには概要版でありましたけれども、第三者委員会は何を重視してこの調査報告書をまとめたのかということも私も直接お聞きをしました。当日の夜は、遺族を含めた実質上の報告集会ありまして、遺族がどのようにこれを受けとめているのか、今後この調査報告書をどのように生かす必要があるのか、課題などもその場で明らかになったと

ころであります。

そこで、最初に教育長にお聞きしますが、私は今回の調査報告書は大変丁寧な調査報告書だと思っております。教育長は、具体的にこの調査報告書の内容をどのように受けとめたのか、一番心に響いたのは何なのか、このことをまず第一にお聞きしたい。

○佐藤教育長 7月22日に調査報告書を受領いたしました。昨年4月に就任以来、この第三者委員会が開かれていることは説明を受けておりましたし、23回にわたって誠実かつ公正、公平に検討が進められているとのことで、その推移については第三者委員会に委ねて、調査報告書の提出を待つておりました。

今回のこの調査報告書について、どの項目ということではなく、調査報告書全体が大変重要な内容であると受けとめております。

今後二度とこのようなことが起きてはならないと、将来をいろいろな思いで夢を持っていた生徒がなぜ自死に至らなければならなかったのか、心理の解明等について、その過程も丁寧に探られております。生徒からのSOSの発信もあったわけですが、そういったものが学校現場で受けとめることができなかつたところにじくじたる思いがあります。そういったところを、今後の再発防止に向けてしっかりと議論させていただきたいと考えております。

○斉藤信委員 第三者委員会の佐々木委員長は、事実経過の確認を重視したと言っております。確かに調査報告書は事実経過の確認がきわめて丁寧です。その事実経過を踏まえて、ここでは県教育委員会と学校の対応の問題点も厳しく指摘されています。具体的に県教育委員会と学校のどういう対応が問題だったと指摘されていますか。

○高橋県立学校人事課長 県教育委員会、学校の対応の問題点でございます。まず学校について、校長はX顧問の前任校での事案への理解が十分でなく、指導も結局は十分なものにならなかつた。また、生徒のSOSを受けとめることができなかつた。そういった問題点が指摘されております。

県教育委員会の問題点でございますけれども、元顧問の前任校での事案の裁判過程で明らかになった事実を学校長に正確に伝えるなど、県教育委員会として確認、指導、対応を行う必要があつたにもかかわらず、それを怠つたことが、当該校長の不十分な監督、指導につながり、結果として本事案へつながつた可能性も否定できないなどと指摘を受けているところでございます。

○斉藤信委員 概要版のページ数でいうと23ページですけれども、上の段でこのように言っているのです。7月24日付で校長から教育長宛てに学校事故報告書が提出されたが、既に学校が行つたアンケートにより顧問の不適切な言動が確認されていたにもかかわらず、その事実が記載されていないと。これ、とんでもない話ですよ。そして、あの事件が発覚してから学校にすぐ県教育委員会の指導主事が入っているのです。これは、きわめて重大な事実を隠蔽した学校事故報告書だつたのではないですか。それについては今触れなかつたけれども、どう受けとめていますか。

○高橋県立学校人事課長 それにつきましては、調査報告書の中にも、各種ガイドラインに照らして元顧問の発言が適切かどうかを判断する姿勢を有していなかったことが記されております。そういったことと関連があったのではないかと考えております。

○斉藤信委員 あなた全然わかっていない。いいですか、その前のページにこう書いてあるのです。7月18日、13日の書面アンケートの結果、練習中にどなる、ばか、あほ、頭悪い、それでもJOC（ジュニアオリンピックカップ）の選抜選手かなどの言葉があった。高等学校総合体育大会後にミドルブロッカーとセッターのせいで負けたと発言したなどの事実が出てきたことを報告し、X顧問の暴言というべき不適切な発言や調査が不十分であったことを遺族に謝罪しているのです。そういうことをわかっていながら学校事故報告書に書かなかったのです。事実経過で一番丁寧に解明されているのは、顧問の暴言、叱責ですよ。それが具体的に書かれていない学校事故報告書にどんな意味がありますか。私はこの記述はきわめて重大だと思っています。学校が事実を隠している。だから、今回第三者委員会の調査にも学校は協力的でなかったと言われているのです。この学校の対応の問題をあなたはどう受けとめているのですか。私はきわめて深刻だと思っていますよ。正式な学校事故報告書に、顧問の不適切な言動が確認されていたにもかかわらず、その事実が記載されていなかったという事実、これで学校事故報告書たり得ますか。

○高橋県立学校人事課長 確かに調査報告書で指摘されたとおり、ずさんなものであったと判断しております。

○斉藤信委員 あなたの答弁は、深刻に受けとめているというのが、本当に感じられない。学校事故報告書も最初から出なかったですし。私は、県教育委員会の指導で一番の問題はここだと思うのですよ。県教育委員会が学校に入って、指導して出した学校事故報告書ですから、県教育委員会も一緒になって重大な事実を隠した、事実を隠蔽した、そこに県教育委員会の対応の一番の問題点を感じます。

あわせて、今度の調査報告書で指摘されましたけれども、前任校、盛岡第一高校では、バレーボール部員に対する暴力、暴言について、学校がまともに調査をしなかったために本人と家族は裁判に訴えざるを得なかったとのこと。学校は責任を曖昧にしたし、県教育委員会もまともに対応しなかったのですよね。

しかし、その裁判の過程で、教師が否定していた暴言も体罰も認定されました。裁判の過程ですよ。そして、県教育委員会の調査でもそれは明らかになったのです。そういうことをあなた方は不来方高校の対応に生かせなかったところか、同じ顧問教師を強豪校の顧問に据えて、そのままにしていた。本当にこれは県教育委員会の対応が問われると思うけれども、その点どうですか。

○高橋県立学校人事課長 調査報告書の中でも、問題のある指導にかかわる正確な情報、正確な事実認識、あるいは適切な対応、評価、情報共有といったことができていなかったことを解明するよう提言されておりますので、そのことについても小委員会の中で検討してまいらなければならないと考えております。

○**斉藤信委員** 今度の調査報告書で一番重大なのは、顧問教師の暴言、叱責と自死の関係です。これも丁寧に記述されています。それでお聞きします。顧問教師の暴言、叱責がどういう内容で、どの時期から始まり、どのように推移したのか、それが自死にどうかかわったのか、調査報告書でどのように解明されていますか。

○**高橋県立学校人事課長** 元顧問の暴言、叱責についてでございますが、元顧問の当該生徒に対する叱責や言動は2年生の秋頃から厳しくなると多くの部員によって証言されていると記述されております。3年生に進級した4月頃から次第に強まり、高等学校総合体育大会が終わった6月頃からは一層強まったと記載されております。どのような具体的な暴言があったかでございますが、それでもJOC（ジュニアオリンピック）選抜選手か、また、背が一番高いのにプレーが一番下手だとか、使えないとか、セッターとミドルブロッカーのせいで負けたとか、こういった言葉が当該生徒に向けられたことが記載されております。

これらの暴言、叱責については、指導の手段として社会的相当性を欠き、指導の域を超えるものであり、教員としての裁量を逸脱したものであったと言わざるを得ないと調査報告書で指摘されたところでございます。そして、この元顧問の叱責、暴言が当該生徒の絶望感や孤立感を増大させ、希死念慮を増強させる原因になったと記載されております。

○**斉藤信委員** 調査報告書の概要版を見ると、驚くべき暴言、叱責が継続的に、さらにどんどん強まっていったことがこのA君を本当に追い詰めていったという経過が丁寧に書かれています。2年生の秋とは3年生よりも2年生が主体になる時期ですよ。そして、3年生になった4月から激しくなって、6月の県高等学校総合体育大会はインターハイの出場権を握る最も重要な大会ですが、それが決勝戦で負けたと、本人も自分の責任だと自覚していたときに、この顧問はミドルブロッカーとセッターのせいで負けたと繰り返し言った。さらに、その後、7月3日に自死が発見されていますが、6月29日の練習は天皇杯直前です。その時、顧問に、おまえはそれでも3年生か、だから負けるんだよ、部活やめろって言っているんだとかなり強く怒られた。語調はかなり厳しく、しかも繰り返し言われた。このことにA君は、もうやっつけられねえ、俺は首つりしたい。首つって死ぬかもしれない、直後にこういう発言しているのだよね。顧問の暴言、叱責が、本当に実にしつこく追い詰めていった経過が調査報告書で明らかになったのではないかと思います。

そこで、もう一つ重大なことは、この顧問教師と学校長が文部科学省などの部活動ガイドラインの内容を認識していなかったということです。これは恐るべきことですね。何でこうなったのですか。

○**高橋県立学校人事課長** 文部科学省のガイドライン等々について、現場に浸透していないと調査報告書の中でも指摘されております。その一つの問題点としては、県教育委員会から学校長、学校長から教員という、いわゆるトップダウンで全てが伝達される流れでは結局浸透しなかったのではないかと問題点が指摘されております。ボトムアップの形を考えていく必要があると御指摘いただいたところでございます。そのようなガイドライン等

をどうやって教職員に浸透させていくかについての問題点も御指摘いただいておりますので、今後の検討の中で考えていかなければならないことと思っております。

○**齊藤信委員** 例えば日本体育協会、これは全国高等学校体育連盟などの連名で、平成 25 年 4 月にスポーツ界における暴力行為根絶宣言が出されているのです。私はこれを何度もこの文教委員会で紹介してきたけれども、このようになっている。殴る、蹴る、突き飛ばすなどの身体的制裁、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせ、さらに、セクシュアルハラスメントなど、これらの暴力行為は、スポーツの価値を否定し、私たちのスポーツそのものを危機にさらす。フェアプレーの精神やヒューマンティーの尊重を根幹とするスポーツの価値とそれらを否定する暴力とは、互いに相いれないものである。暴力行為はたとえどのような理由であれ、それ自体許されないものであり、スポーツのあらゆる場から根絶されなければならない。もう 5 年以上も前に明確に、暴言も暴力行為なのだとなっているのです。これが現場に徹底されていない深刻な実態がまた浮き彫りになった。先ほど千葉絢子委員から事例の紹介もありました。私ももっと深刻な相談を受けておりますが、この問題の体質と言ってもいい、暴言を吐くことを根本から打開していくことが必要ではないのか。

そこで、私は県教育委員会として、今度の調査報告書でも指摘をされた盛岡第一高校事件への対応がやっぱり正しくなかったこと、裁判の中で明らかになった事実を生かせなかったことを重く受けとめるべきだと思います。その結果、顧問を安易に今の不来方高校に赴任させ、第 2 の事件が起こっているわけです。このことについて、県教育委員会はどうか受けとめていますか。

○**梅津教育次長** 確かにあの当時、訴訟の一審での概要、要点を、体育教官室での叱責等は社会的相当性を欠き違法行為に当たるが、PTSD等の罹患との関係、不登校との関係は認められない等々と捉えて、その要点、概要について、県教育委員会内や当該学校と情報共有を行っておりましたが、その対応が、今回の調査報告書により、PTSDとの因果関係が認められなかったとの判決の一部のみを強調し、実際に行われてきた当該顧問の指導の内実を軽視し、再発防止に生かそうとする姿勢に欠けていたと指摘されております。この指摘はしっかりと重く受けとめ、再発防止岩手モデルの作成に生かしたいと考えております。

○**齊藤信委員** これまでのこうした教師による体罰、暴言によるさまざまな事案は、生徒にとって、大学進学も不可能にするとか、人生を本当に台なしにするような、本当に大きな打撃、影響を受けるものなのです。ところが、この盛岡第一高校事件の裁判の結果、どのような処分を行ったのかというと、たった減給 1 カ月です。こんな甘い処分をしているから、顧問は真剣に厳しく受けとめられないのです。私は、これは県教育委員会の懲戒処分の基準にも反するものだと思います。県教育委員会の懲戒処分の標準処分例で、不適切な言動、対応が特に悪質もしくは常習的または児童生徒に重度の精神的苦痛を与えたとする場合、これは免職もしくは停職ですよ。これが減給 1 カ月で済んでいた。こんな甘い処

分を、あなた方の懲戒処分基準にも反してやってきたということです。今度の事案は本当に厳正に、またこれからの事案についても厳格に、処分の基準に基づいて行うべきだと思いますけれども、いかがですか。

○山村参事兼教職員課総括課長 本事案の懲戒処分の検討に当たっては、当該職員への事情聴取を行うなどし、非違行為の様態や結果、児童生徒や保護者等に与えた影響などを参考に、総合的に判断したいと考えております。

○斉藤信委員 どうも官僚的答弁で、本当に真剣さが伝わらないと思います。客観的に見たら厳格な処分が必要だと思うし、厳密なあなた方の基準があるのだから、今回は本当に厳しくやらなくてはならないと思います。

質問の持ち時間が20分ルールで残念なのだけれども、最後に今後のいわゆる岩手モデルのことですが、策定委員会を9月までに設置するとのこと。一つは、遺族が遺族推薦の人も委員会に入れてくれと要望していますよね。これは、やはりそういう当事者の声を反映させる必要があるのではないか、遺族の要求をしっかりと受けとめる必要があるのではないかと思いますが、いかがということがまず第1点。

あと、9月に設置するというのに、その下に置く小委員会の構成を既に明らかにしているのはどういうことなのか。本来設置される委員会に必要な小委員会は検討される必要があるのではないか。策定委員会がつくられる前に小委員会はこんな感じですよというのは、ちょっと順番が違うと思うのです。県教育委員会はこう考えていると示すのはいいけれども、策定委員会がどういう形で策定を進めるのかどうかは別で、やはり順番がちょっと違うのではないかと。特に、今回の事案の最大要因と言ってもいい顧問教師による暴言、叱責、こういうものを文字どおり岩手県の学校から一掃するという対策をしっかりと位置づけてやってほしいと思うけれども、いかがでしょうか。

○佐藤教育長 まず1点目の処分についてでございますが、今回調査報告書を頂いて、その内容等も踏まえながら、処分者である県教育委員会として、しっかり事実関係を確認した上で厳正に対処していきたいと考えております。

それから、もう一点の岩手モデル策定委員会について、これはまだ仮称でございますが、直ちに対応が求められるので、現段階での案をお示しさせていただいております。実際に委員会を立ち上げ、その中で小委員会についても、この内容でよろしいかどうかは御意見を伺いながら適切に対応していきたいと考えております。

○山村参事兼教職員課総括課長 遺族の方の要望のお話もございました。外部の意見も取り入れるようにと考えておりますので、その中で検討したいと思います。

○柳村一委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小西和子委員 本当に痛ましい事件だと思っています。体罰とか暴言は絶対にあっては

ならないし、人様の子供の人権を無視するようなことは絶対にあってはならない、教育現場にいた者として本当に御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

問題なのは、今の勝利至上主義だと私は思います。実績を競う中で追い込まれていく指導者が出ることは非常に問題だと思っています。それぞれの種目で強い学校は、とても過激な指導をします。私は、中学生のときから陸上をやっていきまして、幾つかの高等学校から勧誘されたのですが、結局は北上市内にある学校に入ったのです。その学校は、300メートルトラックがあり、当時は公認グラウンドでした。市内の高校生がそこに集まって練習を行うようなところでした。夏休み中に、ある女子高校でしたけれども、かなりきつい練習をしているときに、1人の部員が倒れたのです。その顧問の先生は、何をしたと思いますか。バケツに水をくんで来て頭からかけたのです。頭から体中にです。それで、私は思った。ああ、よかった、この学校に入らなくてと。でも、そのときのその女子高校は、県の陸上女子の部ですと優勝していた学校なのです。それを維持するがために厳しい練習を続けることが当たり前のように行われていたわけです。生徒たちの人権なんてありません。一方で、先生、指導者の人権もありません。まず休みはないです。盆、正月に、休むか、休まないかぐらいです。国民体育大会もそうですし、インターハイもそうですが、何位以内を目指しましょうと出されますよね。中学校もそうなのですが、高等学校の先生方は特に、今回はこの種目は何位以内を目指しましょうとかと提示されるのです。そうすると、何とかそれに近づけようと思って必死に頑張る。本当に勝利至上主義で、子供たちにも指導者にも人権はないです。本当にひどいものだと思います。

国民体育大会が岩手県で行われたときに、指導者が命を落としていることは皆さんもう御存じだと思うのですが、インターハイのときも必ず誰かが犠牲になると言われるくらいなのです。必ず犠牲者が出るのも勝利至上主義からだとは思います。だから、そこをどのようにこれから改めていくのか。

あとは中学校の部活動はそうでもないですが、高等学校に行くと、とてもその種目が好きだからとのめり込む指導者がいますよね。もう明けても暮れてもそのことだけに頭がいっぱいで、大好きだからこそ限りなくのめり込んでしまう。そのような心理に歯止めをかけられるシステムづくりが必要だと思います。

まず、この勝利至上主義の部活についてどう考えるか、お伺いしたいと思います。

○清川保健体育課総括課長 委員から御指摘がございました勝利至上主義でございますが、岩手県における学校の部活動のあり方に関する方針を昨年度改定いたしまして、大会で勝つことやコンクール等の上位入賞のみを重視し、過重な練習を強いることがないように、生徒の健康面やスポーツ医学の観点を踏まえた指導を行うとともに、体罰や生徒の人格を傷つける言動等の根絶を図ることを新たに加えております。まずはこの方針をしっかりと徹底させることからスタートしたいと考えております。

あわせて、インターハイですとか国民体育大会での上位入賞を成し遂げ、岩手県の競技力の向上に大きく貢献し、これまで実績があった、いわゆる強豪校と言われる学校の指導

者であっても、全ての指導者が今回新たに指導法の見直しをする。生徒一人一人に寄り添って、悩み、あるいは考え方を理解した上での指導に立ち返って、あるべき姿を考え直す時期に来ていると思いますので、そういった取り組みの徹底を図ってまいりたいと考えております。

○小西和子委員 本当に残念なことに、このようなことが起こる前に改めていくべきことでしたのに、教育現場にあった者として悔しい思いがしております。

高等学校の部活動ガイドラインでは、年間を通じて休養日を守ることにしておりますけれども、シーズンには過熱してしまうような心配はないのでしょうか。

○清川保健体育課総括課長 先ほどお話ししました部活動に関する方針の中で、休養日の考え方を記しております。各校の実情はございますが、今回改めて休養日、それから練習時間の設定についてしっかり見直しをしていただくよう指示したいと考えております。いずれ教員の負担軽減もございませし、何より生徒への適切な指導、いわゆる健やかな体の育成というところに観点を置いた休養日ですとか、練習時間の設定を徹底してまいりたいと考えています。

○小西和子委員 私が大まかに調査報告書を見ましたところ、この生徒は中学校に入るときは野球部に入りたかったのですよね。けれども、いろいろなことがあって入れなかったようで、本当にバレーボール部に所属してバレーボールをやりたかったのだろうかと思い、すごく切なくなりました。

この概要版の13ページのところに、進路が決まっていない生徒に対して、いいなあ、自分で進路を決めることができたらやましい、俺はもう道が決まっているからな、バレーボールを続けたくないけど、俺はやらなきゃいけない運命だから、俺は別の大学に行きたいけれど、バレーボールでE大学に行かなければならないと言っているとの記載があります。ここに、自分で自分の進路を決められない思いがすごくにじみ出ております。そこで、この進路を決めたのは誰なのですか。

○高橋県立学校人事課長 調査報告書によりますと、2年生の頃にE大学に決まったとされておりますけれども、E大学の顧問と、それから当該生徒の顧問が話をし、E大学の顧問の先生と生徒が面会をして、進学の方角性が内々に決まったと承知しています。

○小西和子委員 その決定する時に、なかなか返事ができなくて結構時間がかかったことも伝え聞いております。それは、顧問の先生が強力に推したと捉えていいのですか。

○高橋県立学校人事課長 顧問の先生だけの意図ではなく、親御さんの希望もあったと伺っております。

○小西和子委員 この13ページの上の部分で、進路が決まっていない生徒に対して、自分は本当は行きたくないという思いがにじみ出ているわけで、自分の気持ちを言えないでいたのだろうかここからも読み取れるのではないかと思います。

私が思うに、部活動もそうですが、学校には校則というものがあります。この校則はなんだろうと思うようなもの、これは子供にやらせるようなことなのかなと思うものが、小

学校にも、中学校にも多々あります。

私は、以前から話をしておりますけれども、国連子どもの権利条約に基づく子どもの人権委員会から勧告されている中身をしっかりと受けとめて、岩手県子どもの権利条例を県教育委員会が中心となつてつくるべきだと思うのです。一度つくりますと知事が答弁したにもかかわらず、出てきたのが全く国連子どもの権利条約をベースにしたものではなかったものですから、ぜひ子供たちが主役の条例をつくる準備といたしましょうか、議論を始めたいとお願いいたします。教育長から話を伺って、終わりたいと思います。

○佐藤教育長 まず、答弁に入る前に、7月22日に調査報告書を受領しまして、その後直ちに教育委員会議の臨時会を開催いたしました。そして、教育委員の皆様方からも御意見を頂戴し、その後知事が主宰する総合教育会議の臨時会も開催しております。その教育会議の場では、教育委員会のみならず、自殺予防対策の観点から保健福祉部、それからスポーツ・インテグリティの関係から文化スポーツ部も入っていただき協議がなされております。その際に、最後に知事からお話があったのは、昨年ラグビーワールドカップ2019日本大会が開催されて、スポーツで一番大事なのはリスペクトだというお話です。スポーツ指導者に求められることも、アスリート、選手に対する敬意だという話をされまして、学校現場でも児童生徒に対する敬意を教員一人一人が持たなければならないと考えております。運動部であるとか、あるいは文化部での指導も、厳しいものもあるやにも聞いておりますけれども、児童生徒に敬意を持つこと、また、部活動に限らず教育活動全般について敬意を持って行うことが必要だと思います。

自殺予防対策会議の中で、さらに知事からは、たとえ子供たちがまだ学びの姿勢が未熟であったとしても、敬意を持って、能力を問わず個人の尊厳を尊重するというお話もいただいているところです。

私たちが学校現場で大事なことは、公教育に携わる教職員は児童生徒をリスペクトする、また逆に児童生徒からリスペクトされるというお互いの信頼関係があることではないかと感じております。

国連子どもの権利委員会の内容で条例を制定しないのかというお話が質問にありましたけれども、これらについて県の施策を進めていかなければならないと考えております。これは、関係部ともしっかり調整させていただきながらなろうかと思っております。

今回の事案を受けて大事なことは、児童生徒と教職員の信頼関係をしっかりと構築することと考えておりますので、私どもも学校現場と一体となって対応していきたいと考えております。

○上原康樹委員 調査報告書では、誠に事実関係を丁寧に検証し、分析し、言葉にしています。彼がみずから命を絶ってしまった今、この文章の1行1行に、何か非常に乾いた、言っただけかもしれないけれども、むなしい響きを感じております。

幾つか言いたいことがあります。後で教育長に大きな視点でお言葉をいただきたいと思っております。

申し上げます。まず、生徒自身の問題とか、監督、指導の立場の顧問の問題とか、いろいろあるにせよ、これは総じてもう教育組織の問題であろうと認識しております。私も大きな組織に長年所属しておりましたからわかるのですけれども、とても人情があって、人間の心をよく理解している人も、しかるべき重要な立場に立った途端に人が変わることはよくあることとございます。それがいい、悪いと言っているのではなくて、人間のさがというものかもしれません。それがそれぞれの方のお立場で、どんどん進行していきますと、問題なく任期の何年間を過ごせて、めでたく栄転するという、このサイクルにはまっていってくださいます。このルール、路線に乗り、そのルールを守ることで、血みどろの惨たんたる現場に目も心も向けない、こういう心理的な背景があるのではと思うのです。岩手の教育の現場、教師の世界、学校管理にも、もしかするとこの心理が非常に色濃く漂っていたのではないかと推察しております。そうしますと、何が起きるかという、何もなかった、無事だった、波乱がなかった、誰からもとがめられることもなかった、よかったです、それを到達点とするようになるのでございます。

したがって、今問題が起きているという事実、あるいはその状況を県教育委員会に知られることは、極度に恐ろしいことなのでございます。したがって、結果的に厳しくてつらい問題に向き合い、解決に向かって努力するという事案が見えづらくなるわけです。本来、彼の苦しみと共に寄り添い、問題の解決のために悪戦苦闘するという学校関係者の風景は、誠に誠意のある、誠実な人間の風景なのです。こういう問題を勇気を持って表に出して、自分たちも苦しんで、生徒と共に解決に向かう。これは、はたから見れば、泥だらけです、傷だらけです。そういう事実、姿をきちんと評価するという回路、この回路の欠如が大きく響いたのではないかと感じております。学校全体に何も問題がないことばかりに評価が向けられていたのではないかと。

それから、もう一つ、問題の顧問、この顧問に対して認識がある、なしではなく、私は非常に違和感を感じておりました。話は別ですけれども、県立博物館の切り取り問題、あのときの学芸員のにやにやとした、自分は安全圏にいるから大丈夫だ、ここまで見過ごされてきたという自信満々のあの余裕の記者会見を見て、今回の顧問にも共通する空気を感じておりました。問題の顧問に対する認識のなさというより、放置した学校、県教育委員会の態度には、顧問の背後にあるかもしれない言い知れぬ力に対する遠慮、そんなく、逃避、顔を背けること、そういうものがあつたのではないかと。大きな組織には説明のつかない、訳のわからない力が漂っていて、守られる人間がいる、放置されたままになる人間もいる、そういうものだと私は強く感じてきて、この問題を見たときに、ははん、ここにもそういう問題があるのかと思いました。そういう言い知れぬ力の存在を疑わざるを得ません。そういうものに対して県教育委員会はもっと毅然たる勇気を持った態度で臨んでいただきたかった。また、これからはそのようにしていただきたいと思っております。

追い込まれた生徒の心の叫びや声、言葉に真つすぐ向き合う者がいなかった、向き合えば問題になるからです。ここは性善説の問題になっていきますが、上原委員、それはちよ

っと考え過ぎですよという言い方があるかもしれないけれども、でも人間のおおむねの組織の中のさとして、こういう一面はあると思います。

こうした組織の普遍的な一面を今述べさせていただきました。問題の大きな要因かと思いますが、教育長はどうお考えでしょうか。

○佐藤教育長 大変重い質問でございまして、どのようにお答えしたらよいのか、ちょっとすぐには考えがまとまりませんが、今回の調査報告書では、それぞれ各分野の専門の委員の皆さんが1年6カ月という長い時間をかけて調査、分析、考察をしていただきました。ここに書かれているものは、当然事実即ち即してまとめられていると思いますし、ひょっとしたら書ききれないものもあるのかもしれませんが。いわゆる行間にあるものももしかしたら、上原委員がおっしゃるようなものかもしれません。私どもは、この調査報告書をしっかり読んで、事実関係の確認は当然でございますが、そういった組織的な問題、学校、県教育委員会に対しての御指摘も受けとめなければなりません。私どもはここに書いてあるものだけではなく、委員がおっしゃったように、組織としての見えない力とか、この背景にあるものとか、個々人の思いもしっかりと受けとめなければいけないと思います。

今私に求められているのは、毅然とした態度で、二度とこのようなことが起きないように、学校現場、そして県教育委員会が一丸となって対応するよう進めていくことだと思います。

また、これは県立学校のみならず、中学校の部活動でも当然言われておりますし、部活動に限らず児童生徒の自死事案などが起きないように、児童生徒に寄り添い、さまざまな不安やSOSを発したら、それをしっかり受けとめられるような教職員あるいは組織にしなければならぬと思います。

今回の調査報告書、御提言をいただいたからではなく、ふだんから当然にやっていかなければならないことでもありますので、今後の対応について、これまでの取り組みをゼロベースから見直しをした上で、再発防止に向け、提言をいただいた岩手モデルの策定に向けて、学校現場、県教育委員会、そして教職員一丸となって対応してまいりたいと考えております。

○上原康樹委員 いずれにしても、苦しんでいる生徒は声を聞いてくれるだけでも随分楽になると思います。こういう学校関係者と生徒の間の心理的な距離をもっともっと近くして、寄り添ってきちんと話を聞く、解決に至らないまでも話を聞くという行為は絶大な生徒の救いになると思うのです。それから、お父さんやお母さんに対してもそういう気持ちで接することで、随分学校に対する不信感が払拭されると思います。ですから、難しいことではないのです。御本人たちにより心理的に近く寄り添って話を聞く、それを大切にしていきたいと思います。

○伊藤勢至委員 この調査報告書であります、このような色合いの報告書は25年ぶりに県議会で見させてもらった気がします。官官接待で大騒ぎになったときのこと以来であります。ここにいらっしゃる斉藤委員の強烈な突っ込みに大変だった時代があるわけであり

ますが、国はこの頃しょっちゅうあるようではありますが、今振り返りますと、こういう色合いのものが出てくるとき、これは組織を守るための報告書になっているときではないかと思っております。

そういう中で、大きな組織になると、今上原委員もおっしゃいましたが、お互いを守り合う、支え合う、かばい合う、そういうところがあって、結果的に組織を守ろうとして組織のためにはなるけれども、あまり県民の期待に応える結果になっていない、そこに重きを置いていただきたいと思えます。

縁なき衆生は度し難し、これはお釈迦様が言った言葉でありまして、お釈迦様でさえ見放した人もあるのです。あるいは泣いて馬謖を斬る、トップというものは非情なものでありまして、それ以降の組織を守る、継続をさせるためには、あるときは非情な判断をしなければならぬこともあると思えます。そういうことを十分に勘案した上で、県民の期待に応える対応をしていただきたいと思っております。

教育長には私の言いたいことは伝わったと思えますので、あえて答弁は求めませんが、どうぞひとつ御勘案をいただいて、よろしくお願いをしたいと思います。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもってただいまの報告に対する質疑を終わります。

この際、何かありませんか。

○千葉盛委員 岩手県において新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたことについて質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染者が県内で確認されたことによって、学校現場への影響についてどのように捉えているのか。

また、感染が全国的に広がっている中で、夏休みにおける児童生徒の新型コロナウイルス感染症対策についてどのような対策を講じているのか、お伺いいたします。

○中川学校教育課総括課長 先日、岩手県におきましても新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたところでございます。現在は夏季休業中でもありまして、プール開放や部活動などの課外活動を、一部の学校において取りやめたところもあると承知しております。これまでも各学校におきまして、衛生管理マニュアル等を踏まえて、学びの場における新しい生活様式に取り組んでいるところでありまして、改めて引き続き三つの密を徹底的に避けること、手洗いや人と人との距離を確保するなどの感染症対策に努めていくところでございます。

また、県教育委員会といたしましても、県の保健福祉部や管轄の保健所、市町村教育委員会等と迅速かつ確実な情報共有、連絡体制が構築できるよう備えているところでございます。

○清川保健体育課総括課長 続いて、夏休みの対策でございますが、夏休みは児童生徒等の学校外での活動の機会が増加することから、これまでの新型コロナウイルス感染症対策

を引き続き徹底することを改めて各校宛てに通知いたしました。

また、県をまたぐ移動につきましては、感染状況が刻一刻と変化しておりますことから、最新情報を踏まえ、適切に対応するよう、あわせて通知いたしました。

さらに、児童生徒等がPCR検査を受けた場合には、保護者からの同意を得た上で速やかに学校からの報告を受け、保健福祉部、市町村等と緊密に情報共有を行い、対応しております。

○**千葉盛委員** 夏休みの対策についての通知がいつ出されたのか。各市町村教育委員会、学校に通知されたのでしょうかけれども、そこから各家庭に通知されているものなのかどうか、きちんと伝わっているのかお伺いいたします。

○**清川保健体育課総括課長** 通知につきましては、各学校が休みに入る前の7月16日に学校宛てに行っております。各学校では、生徒、保護者宛てに周知しているものと承知しております。

○**千葉盛委員** 対策上、今までの基本どおりなのかもしれませんが、多分それはしっかりと伝わっていないと思われます。各学校に任せるとのこと、学校では子供たちにふだんの生活の中で伝えたり、各家庭にもお手紙などで伝えているのかもしれません、県教育委員会としても少し学校現場としっかり話をさせていただくことが必要なのではないかと感じております。通知したとかではなくて、もっとしっかりとその後どうなっているかを調べてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、修学旅行の対応についてお伺いします。県内でもこのとおり新型コロナウイルス感染症の感染者が出始めまして、全国的にも感染が広がっている。その中で、今のところ、修学旅行を行う学校が多いようですので、その感染リスクを軽減しながら、安心、安全な修学旅行を実施していくために、県教育委員会としてはどのような対応をされていくのかお伺いいたします。

○**須川高校教育課長** 修学旅行への対応についてであります、各県立学校において、生徒の安全を第一に考え、実施時期、旅行先等について生徒、保護者の理解を得ながら計画することや、今後計画を変更した場合は追加料金等が発生する可能性が考えられるため、再度旅行者との契約内容の詳細を確認するよう周知しております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、キャンセル料に活用できることが示されており、今後の動向により各校に対してキャンセル料調査を実施することも検討しております。県教育委員会として、国内修学旅行の手引等の具体的な感染防止対策を示しながら、各学校において適切に判断し実施できるよう、情報共有等を支援していくところでございます。

○**千葉盛委員** 県教育委員会としては修学旅行を実施する方向で考えているとおっしゃいましたが、今感染者がふえている中で、より安全に実施していくためにどう考えているのか、もう一度お伺いいたします。

○**須川高校教育課長** 先ほど最後のところでもお話ししましたがけれども、各業界団体等を

含め、さまざまところから修学旅行の手引等々の情報が発出されております。それを、文部科学省だけではなくて、例えば京都市とか、奈良市とか、そういう高等学校の修学旅行でたくさんの学校が訪れるような市からも、手引に則った対応をする旨の文書をいただいております。それらを学校にできるだけ早く通知することと、あとは、学校では現在のところ修学旅行を実施する方向で動いているわけですけれども、実際に、直前のところで最終判断ができるよう、今後とも迅速に情報を提供してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 最初に、私も学校における新型コロナウイルス感染症対策の状況についてお聞きをします。

学習指導員の配置について、きのうの岩手県議会災害対策連絡本部会議での答弁では、47名の計画に対して23人、スクールサポートスタッフは533名の計画に対して224人の配置とお聞きしました。こういう配置は、私は今すぐに必要なことだと思いますけれども、今後の配置の見通しはどうか。懸念されることとして、任用期間が短いため確保しにくいという話がありますが、そういう課題があるのかどうか、そのことをまず示してください。

○**山村参事兼教職員課総括課長** 学習指導員、スクールサポートスタッフの配置については、スクールサポートスタッフは配置予定数533人に対して224人、学習指導員は配置、予算上54人に対して23人を任用しております。これは、8月1日時点で任用している数でございます。現在もその任用の手続、募集等を行っているところでございます。特にスクールサポートスタッフについては、全ての学校に1人ずつ配置することを基本にしておりますが、もともと人の確保が難しい地域もございます。また、勤めたいという方の勤務時間と学校が働いてほしい勤務形態とで、ミスマッチもあるようでございます。教育事務所での募集だけではなかなか確保できませんので、学校や市町村、病院とも連携協力して今後も募集を行ってまいります。

○**斉藤信委員** わかりました。まさに今学校の中では、さまざまな取り組み、特に消毒などのいろいろな実務がふえているので、本当に早急に配置されてこそ、これは意義があることだと思うので、ぜひしっかりやっていただきたい。

学校における新しい生活様式の取り組み、特にソーシャルディスタンス、フィジカルディスタンスの確保の取り組みは具体的にどうなっていますか。

○**清川保健体育課総括課長** ソーシャルディスタンス等の学校における取り組みでございます。これまで学校における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国から学校再開ガイドラインですとか、学校の新しい生活様式などにおける留意事項が示されており、各学校においてそれに基づく感染症対策に取り組んでおります。

学校における密集回避につきましては、本県においては児童生徒の間隔を1メートルを目安に、学級内で最大限の間隔をとれる座席配置に変えることとしておりますので、各学校ではこれに従った対応しております。

○**斉藤信委員** 余り具体的に見えませんでしたね。

夏休み短縮の問題について、実際にどれだけの学校がどれだけの日数の短縮を行い、また短縮していない学校はどれぐらいありますか。

○中川学校教育課総括課長 夏休みの短縮等の状況でございますが、6月1日時点で、市町村立小中学校、義務教育学校の夏季休業の短縮状況について調査したところ、小学校では県内302校中、夏季休業の日数に変更がない学校が262校でございます。一方で、1日から5日以内で短縮を行ったのが40校でございます。そのうち最長の5日間短縮を行った学校は3校でございます。

また、中学校におきましては、県内151校中、夏季休業の日数に変更がない学校が137校でございます。一方で、1日から5日以内で短縮をしたのが14校、そのうち最長の5日間短縮した学校は2校と把握してございます。

○斉藤信委員 多くは変更なしでやられているということですが、盛岡市の学校の場合には4日とか伺っています。よく聞きますと、1学期の行事を秋以降に延ばしたりして、新たに行事がふえる準備のためだと聞いていますが、全体とすれば岩手の場合には大きく変更なしで夏休みは対応されているということで、わかりました。

それで、修学旅行についてもお聞きしますが、私も7月2日にも聞いたのですけれども、小中高、今の段階で中止を決めている学校はないということによろしいのか。

○中川学校教育課総括課長 修学旅行の実施につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を最優先とした上で、その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮し、学校や市町村教育委員会で適切に判断されているものと承知しております。各県立学校においては、全国の感染状況を注視しながら、現在実施時期、旅行先、計画等について検討しております。

なお、7月に入ってから新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ、宿泊を伴わない旅行的行事へと変更した小学校があること、また県立学校におきましては修学旅行を中止した特別支援学校が1校あると把握しております。

○斉藤信委員 私は、可能な限り修学旅行は生徒の希望を踏まえて実施していただきたいと思えます。ただ、今は東京都、関西地方、福岡県では、感染が急拡大している状況ですから、そういうことをしっかり踏まえて、今までの発想とは違って、定番のところに行くのではなくて、東北地方でも、身近な県内でも、体験的な修学旅行はあり得るのではないかと考えています。そういう発想の転換も必要なのではないか。そういうことも含めて、ぜひ可能な限り子供たちの希望に応えるようにやっていただきたい。

それで、新型コロナウイルス感染症対策で就学援助の取り組みなのですが、今、県内でも生活福祉資金の申請が急増しているのです。新たに生活が困難になっている家庭も、児童もいるのではないか。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、今年度に入ってから就学援助を受ける家庭は増加しているのでしょうか。また、そういうことで、新たな対象となり得ることについて、周知の徹底はなされているのでしょうか。

○新田学校施設課長 就学援助の取り組みについてでありますけれども、まず3月24日付

の文部科学省事務次官通知で、新型コロナウイルス感染症拡大の関係で家計が急変し、年度の途中において認定を必要とする方々については、速やかに認定して必要な援助を行うよう配慮することとされておりまして、4月6日付の国の事務連絡によりまして、通常は前年の収入により判定している所得基準について、申請時の収入の状況で判断するなど柔軟な対応をすること、また制度自体を知らないために申請ができないような事態を避けるために、保護者への情報提供に努めることについて、市町村に通知するよう要請がありました。

これを受けまして県教育委員会では、各市町村に対しまして4月以降これまで4回にわたり随時認定の柔軟な対応と保護者への情報提供について周知徹底を図っているところがあります。また、全市町村におきましては随時申請を受け付けることであるとか、その申請時の収入で判断するなど柔軟に対応することにつきまして、市町村の広報紙であるとか、チラシの配布、またホームページで広く周知を図るなど、具体的な対応を行っていることを確認しております。

生活保護の部分につきまして、厚生労働省の発表ですと、4月以降、生活保護申請がふえているような報道もございましたので、その状況について本県についても同じような動向でないかと認識しておりまして、今後さらに増加することも懸念されますので、ここはしっかりと注視をして対応していきたいと考えております。

○斉藤信委員 修学旅行費にも就学援助は可能なのです。入学準備金は、入学前に支給されるのです。この修学旅行費も精算払いではなくて、修学旅行の前に概算払いとすべきだと思います。これは幾つかの市町村で実施されていますが、さらに拡充を徹底すべきではないのかと思いますが、この状況についてすぐにわかりますか。

○新田学校施設課長 委員がおっしゃるとおり、修学旅行費の負担につきましても最初に保護者が一時負担をしてからのような形ですと、やはりなかなか一步踏み出せないところもあろうかと思っておりますので、昨年の秋に各市町村を対象として情報交換会、研修会を開催し、そのときに各市町村の取り組みの状況であるとか、現在の進め方について、いわゆる横の情報共有を図るようにしておりまして、実際に実績が出る前の段階から具体的に予算要求する段階からほかの市町村の動向なども踏まえるような取り組みを心がけておりますので、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、さらに一層そのことが推進されればと期待しております。

○斉藤信委員 わかれば、いくつの市町村でそれが実施されたか、示してください。

それから次に、新型コロナウイルス感染症拡大の問題で今学校現場が一番矛盾しているのは、国の40人学級の実施であり、少人数学級の実現が必要だと思います。この間、大変大きな変化がありました。一つは、少人数学級に抵抗していた政府から、経済財政運営と改革の基本方針2020で初めて少人数指導の徹底が出されました。そして、全国知事会長、全国市長会長、全国町村会長、この3名の連名で少人数学級実現を求める提言もされました。そして、文部科学大臣も少人数学級の実現について検討すると国会で答弁したという

状況に今なっているのです。

さっき私がフィジカルディスタンスについて聞いたのですけれども、今の教室でフィジカルディスタンスを確保しようと思ったら20人規模の学級が必要なのです。今一番苦勞している飲食店だって、そのようになっているのです、50席を20席にしたりして頑張っている。学校だけは40人学級がそのまま保持されている。これは許されない。私は、そういう意味で少人数学級の実現に県の教育委員会としても本気になって今取り組んでいく必要があるのではないかと思います、いかがですか。

○山村参事兼教職員課総括課長 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のために少人数学級とすることについては、岩手県を含めて全国的な問題で、全国的に検討すべき課題であると考えております。

本県では、6月10日の政府への予算要望において、少人数学級の拡大を含めて国に要望しているところでありまして、今後も学校や地域の状況に応じた教職員の配置が可能となるように国への要望を続けていきたいと考えております。

○斉藤信委員 最大の好機といいますか、政府も、文部科学大臣も前向きな答弁をしている中、これはもちろん財源がかかわることであり、日本教育学会について前回の常任委員会でも紹介しましたが、10万人の教員の増員、そして13万人の学習指導員、スクールサポーターなどの配置は1兆3,000億円あれば実現できると、毎年1兆円の財源があればこれは可能だと、具体的に提言されているので、本当に今までにない取り組みを県教育委員会としてもやっていただきたい。

次に、文部科学省は、ことしは国の学力・学習状況調査を中止したのですけれども、来年は5月に1カ月延ばして実施するというので、とんでもない話だと思います。今新型コロナウイルス感染症拡大で本当に学習のおくれだとか、学力の格差が大問題になっているときに、来年は国の学力・学習状況調査を実施するとのこと。私は、中止を求めていく必要があるのではないかと思います。そして、岩手県小・中学校学習定着度状況調査も、ことしは中止になりましたが、これを契機に本気になって岩手県小・中学校学習定着度状況調査、テスト漬けの教育は改める。一番大事なことは、少人数学級で一人一人に行き届いた教育を進めることだと思います。それを保障してこそ学力は身につく、これが少人数学級の取り組みの大きな教訓だと思いますけれども、そういう点で岩手県小・中学校学習定着度状況調査の見直しの検討状況はどうなっているのでしょうか。

○中川学校教育課総括課長 国の学力・学習状況調査ですが、国が新型コロナウイルス感染症拡大により学校教育に多大な影響が生じていることを踏まえ、令和3年度の調査につきましては可能な限り多くの児童生徒が同じ条件の下で参加できるようにする等の理由により、1カ月おくらせて5月に実施する旨の通知が7月10日にあったところでございます。本県では、現時点において学習の著しいおくれはないものと認識しておりますが、今後の状況に応じて国とも連携しながら対応してまいりたいと考えております。

また、岩手県小・中学校学習定着度状況調査でございますが、現在市町村教育委員会と

これまでの活用方法や今後の調査のあり方等について意見交換を進めてきているところでもございまして、これまでに32市町村を訪問しております。意見交換の中では、児童生徒一人一人のつまずきの把握や授業改善に活用しているといった意見ですとか、採点業務の負担が大きいといった意見がございました。県教育委員会といたしましては、引き続き残りの市町村との意見交換を行い、その結果を整理するとともに、調査のあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 私、先日児童養護施設に行つてまいりました。県の児童相談所から一時保護児童も受け入れているところです。そこで一番困っているのは、一時保護している児童の教育の保障なのです。一時保護している子供について、小中学生の場合、これは義務教育です。この教育の保障は、私は教育サイドで考える必要があるのではないかと思います。私が訪問したところは、近くに特別支援学校があつて、例えば、そこに通うとか、そこから先生を派遣してもらつてとかが可能ではないかという具体的な話も聞きましたけれども、一時保護児童の教育の保障はどうなっているのか、県教育委員会としてはどう対応しているのかをお聞きしたい。

○**木村学校調整課総括課長** 児童相談所による一時保護児童の教育の保障についてですが、児童相談所に一時保護になった児童生徒については、その間の学習について、児童相談所の指導員が担当しており、学校としては児童相談所に学習内容を提供したり、学習状況を把握したりして、児童相談所と連携しながら学習を保障しているところです。

また、学校と児童相談所が生活指導や学習指導に関して十分な連携、協力を行い、児童生徒の状況に適した学習環境が整えられ、適切な相談、指導がなされている場合には、指導要録上出席扱いとしております。

また、児童生徒が学校に復帰した際、児童生徒の状況に応じて補習等を実施し、教育課程の修了や高校への単位認定等を適切に行うよう努めているところでございます。

今後県教育委員会としては、一時保護された児童生徒について、保健福祉部と連携しながら教育機会を確保できるよう努めていくとともに、学校に対しても児童相談所との連携を強化するよう働きかけてまいります。

○**新田学校施設課長** 先ほど修学旅行費の支給改善についての取り組み状況について質問いただきました。保護者の負担軽減を考慮しまして、修学旅行前の概算払いに対応している市町村がふえてきておりまして、具体的には、令和元年度、5市町村でしたが、今年度、令和2年度は2市町村ふえまして、合計7市町村が実施予定でございます。

○**小西和子委員** 私も、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

きのうもお伺いしましたので確認の意味で、まずスクールサポートスタッフの配置についてですけれども、7月1日現在で533人中224人、県立学校が55人、小中学校が169人、学習指導員は54人中23人、県立学校が10人、小中学校が13人、これで間違いはないでしょうか。

○**山村参事兼教職員課総括課長** はい、間違いございません。

○**小西和子委員** 余りにも少な過ぎると私はきのうも思いました。533人中224人。これは、この夏休み中にぜひ全小中学校、県立学校に配置できるように強化をしていただきたいと思いをします。

確かに県立学校では、現在配置されているところ、配置を申請するかどうか迷っているところ、そもそも必要なかと疑問を抱いているところと、温度差があるそうですが、スクールサポートスタッフは学校現場の力になることを強調していただき、小中学校、県立学校全校に配置できるようにさらに強化していただきたいと思いをします。今までのように職業安定所をお願いして、それで終わりでは進まないと思いをします。この夏休み中に必死になって全校に配置できるように強化すべきですが、どう考えているのでしょうか。

○**山村参事兼教職員課総括課長** スクールサポートスタッフについては、家庭学習とか連絡資料の印刷とか、子供の健康観察の取りまとめ作業とか、今回の新型コロナウイルス感染症対策に伴って学校でふえている業務を先生のかわりにといいか、先生をサポートする職として、今回全ての小中高、特別支援学校に配置することで予算措置もしていただきました。

各地域で確保に努めてところですが、先ほども申し上げたとおり、全校に1人ずつなので、もともとそのような働き方ができる人が少ない地域もあると聞いております。また、学校の求める時間と働きたい方の希望時間が違ったりしている実情もあるようです。そういったこともありますけれども、早期に任用できるように各学校も頑張っておりますし、教育事務所も頑張っておりますので、引き続き確保に努めたいと考えております。

○**小西和子委員** 次にですけれども、修学旅行に関することについては先ほどもお話がありました。時期をずらして行くといいか、行き先を変更するなど、先の見えない状況の中で検討している状況であります。現状についてどのように把握しているのか、お伺いします。

○**中川学校教育課総括課長** 修学旅行の現状の把握についてですが、小中学校が行う修学旅行につきましては、7月の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて宿泊を伴わない旅行行事へと変更した学校があるものと承知しております。また、県立学校におきましては、現時点では特別支援学校が1校が中止を決めたと承知をしております。

○**小西和子委員** 宿泊を伴わない旅行にしている学校もあるとのこと。今後不測の事態も予想して検討しなければならないので、先ほども話題がありました、キャンセル料などが発生した場合は、学校とか、生徒とか、教務職員とかの個人負担となることがないように対策を講じるべきであります。その安心がないと企画できないのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○**須川高校教育課長** キャンセル料の負担でございましてけれども、先ほどお話しした部分もありますけれども、各県立高校には、生徒の安全を第一に考えて実施時期とか旅行先等について、生徒、保護者の理解を得ながら計画することや、今後計画を変更した場合には追加料金等が発生する可能性があると考えられるため、再度旅行業者と契約内容の詳細を

確認するよう、周知しているところであります。周知した後も状況が変わっておりますので、状況が大きく変わった都度、旅行者と詳細を確認するようにお話ししているところ
です。

修学旅行のキャンセル料については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時
交付金制度の活用が可能となっております、各県立学校の今後の計画状況をこちらでも
丁寧に把握した上で、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

なお、各市町村立学校については、各市町村教育委員会に臨時交付金制度の活用につ
いて周知を図っており、各小中学校の修学旅行キャンセル料の発生状況に応じて、各市町村
において対応を検討するものと承知しております。

○小西和子委員 国の令和2年度一般会計補正予算第1号と第2号の地方創生臨時交付金
でキャンセル料は賄われるのですね。

○中川学校教育課総括課長 国では、地方創生臨時交付金の活用事例として修学旅行費で
の活用事例を示しております、それを実際に補助に充てるかどうかは、設置者の市町村
教育委員会等において検討されるものと承知しております。

○小西和子委員 第一次地方創生臨時交付金では、八幡平市かどこかが申請してありまし
たけれど、申請を行わなければ使うことができないのですか。

○中川学校教育課総括課長 修学旅行の補助につきましては、国が学校の臨時休業を要請
した関係から、3月の修学旅行のキャンセル、延期につきまして補助事業を立ち上げてお
りまして、こちらについては申請をする形になっております。先ほど申し上げましたが、
4月以降の分につきましては臨時交付金での対応でございますので、市町村の判断で活用
する仕組みになっております。

○小西和子委員 第一次地方創生臨時交付金の際は、八幡平市が修学旅行のキャンセル料
発生に関連して申請をしております。小中学校でもきちんと申請すればキャンセル料に活
用できると、予算化すれば活用できるということですね。

それで、県立学校についても、先ほど、丁寧な回答がありましたので、安心して修学旅行
を企画して、準備していけばよろしいわけですね。

それでは、これもあるのではないかと思うのですが、特別支援学校ですと、三密を防ぐ
ために送迎バスの台数をを2倍にふやしました。それと同じように、社会科見学等の貸切
りバスも、1台で済んだものが2台手配しなければならないと言われておりまして、困窮
している保護者がふえているのが目に見えてわかるのだそうです。保護者負担がふえるこ
とを避けたいのですけれども、何か対策はないのでしょうかとの問い合わせをある市町村
教育委員会に行ったら、ありませんと答えを返されたそうですが、本当でないのしょう
か。

○中川学校教育課総括課長 国の学校保健特別対策事業費補助金がございます、こちら
は学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援経費として活用が可能でございま
すので、県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会に対しまして、この点を周知し

ております。設置者である市町村教育委員会におきまして、各学校は保護者の経済的負担に配慮した上で十分な新型コロナウイルス感染症対策ができるよう適切に判断されるものと承知してございます。

○**小西和子委員** 学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援経費というのを活用できることを確認をさせていただきました、本当に安心いたしました。

次に、人的配置についてです。スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、そしてスクールロイヤーの配置の進展についてと今後の見通しについて伺います。

○**木村学校調整課総括課長** スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールロイヤーの配置の進展についてと今後の見通しについてであります。まずスクールカウンセラーですが、今年度小中高校、特別支援学校に延べ人数で91人を配置しております。昨年度に比べて、小学校と高等学校の配置率を上げたところでございます。また、配置のない学校についても、要請があれば対応できる体制を整えております。

スクールソーシャルワーカーについては、本年度は6教育事務所に計21人を配置し、計画的に各校に派遣するとともに、要請に応じて派遣する体制を整えております。

現在の新型コロナウイルス感染症に係る相談件数ですけれども、件数自体はさほど、全体の相談件数の例月と大きな差はない状況でございます。そのため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置増員は現時点では考えておりません。

今後も学校や各市町村教育委員会等の実情やニーズをしっかりと把握し、また新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、必要に応じて全ての学校に対応できるよう配置していきたいと考えております。

また、スクールロイヤーの配置については、必要な体制を整備するために、市町村教育委員会などの関係機関との協議、調整を図りながら、引き続き検討を進めてまいります。

○**小西和子委員** 学校における法務相談体制について、いわゆるスクールロイヤー制度と言われているものに文部科学省が予算をつけたことで、各教育委員会では弁護士との関係を構築していく動きをつくっていているとの捉えでよろしいわけですね。一日も早くスクールロイヤーの配置を願っている学校がたくさんあります。

次に、岩手県小・中学校学習定着度状況調査の質問紙については実施するようですが、新型コロナウイルス感染症拡大のために学校や家庭、さまざまな行事や活動ができなくなったり、変更になったりしております。子供たちの困り感を記入する項目を入れるべきと考えますが、どのような質問を準備しているのか伺います。

○**中川学校教育課総括課長** 岩手県小・中学校学習定着度状況調査質問紙についての御質問でございますが、質問項目の検討に際しましては、経年変化を把握する上で、これまでの調査項目の継続性や、項目がふえることによる児童生徒や教員の負担等にも配慮する必要があると考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響につきましては、設置者である市町村教育委員会、学校において、日々の教育活動を通して把握しているものと承知しておりますが、

既存の調査項目の中には日々の学習や生活面に関するものもございますので、これらの項目につきましては、特に経年変化等が生じていないかについて県教育委員会としても注視しながら対応してまいりたいと考えております。

○小西和子委員 まだ決定はしていないことを聞いておりますので、先ほども子供たちの権利を尊重するとの話もありましたけれども、ぜひその困り事を記入する箇所を設けていただきたいと要望しておきます。

次、最後ですけれども、スタディサプリの導入状況について県立学校に通知がありました。これはどういうことなのか。

○中川学校教育課総括課長 スタディサプリの活用につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況において、今後学校が臨時休業になる可能性があります。その際、第一義的には学校の教師による分散登校やオンラインによる指導というものが中心になるところではございますが、それに加えまして、家庭でも民間の授業動画等を受信できるような環境を整えることにより、教師の指導を補完する形として予算を計上しております。対象となるのは県立の高校または特別支援学校高等部の第3学年としております。

○小西和子委員 株式会社リクルートホールディングスに依頼をしているようですけれども、これは一企業だけに任せるのですか。

○中川学校教育課総括課長 現時点では、さまざまな企業との連携を確認した中で、授業動画の配信の数などを踏まえまして、株式会社リクルートホールディングスが配信しているスタディサプリの活用を予定しております。

○小西和子委員 それは、岩手県教育委員会が決めたことですか。

○中川学校教育課総括課長 岩手県教育委員会として、その方向で進めております。

○小西和子委員 県教育委員会が決めたことですが、全国ではいろいろな企業と契約をしているわけです。最近特に、教育に企業が入り込むこと、教育の商品化がうたわれているわけですけれども、コロナ禍で学校が休業をしていたとき、教職員、子供が感じたことは、やっぱり学校っていい、向き合って話をすることが一番ということです。

県が一企業について優先して進めることはどうなのかと思いますし、文部科学省が、株式会社ベネッセコーポレーションの情報システムの運営について不相当だと取り消しを行ったとの新聞記事もありました。このように一企業に入れ込んで、大事な子供たちとのかわりの時間をそちらに任せるようなやり方はどうなのかと思います。

また、生徒たちの個人情報提出しなければならないのでしょうか。

○中川学校教育課総括課長 株式会社リクルートホールディングスが提供するこのサービスでございますけれども、基本的には株式会社リクルートホールディングスが児童生徒に対してIDを発行しまして、そのIDをもとに児童生徒は授業が受講できるシステムでございますので、何か特別な児童生徒の個人情報を問題ある形で提供するようなことはございません。

○小西和子委員 では、教育長に最後にお聞きして終わりますけれども、このように一企

業に入れ込むようなことが果たしてどうなのだろうかと思いますが。先ほど言った株式会社ベネッセコーポレーションも、全国学力・学習状況調査の採点とかを請け負ったということで、本当にもう教育が企業に食い荒らされている印象を私は受けています。そのようなIT企業もあるし、そのうちに全部、教員なんて要らない、減らせ、減らせなんていう動きになりはしないかと本当に危惧しているところなのですけれども、教育長はこのスタディサプリの導入、それから休業中の子供たちと教職員とのかかわり等に関してどのような思いを抱いているのか、お伺いします。

○佐藤教育長 スタディサプリの件は、6月11日に議決いただいた令和2年度岩手県一般会計補正予算（第3号）で、新型コロナウイルス感染症の拡大により万が一県立学校が休業になった場合、その学習保障の観点から考えてきたものでございます。

本来であれば、委員御指摘のように、生徒と先生が向き合って対面授業することが基本だと思いますし、学校での教育活動が基本であるとの認識を持っております。ただ、最近では新型コロナウイルス感染症の感染者が多く確認されており、本県でも確認をされた状況の中で、やはり万が一学校が休業になった場合の学習保障をどのような形で達成すればよいかと考えます。今回の令和2年度岩手県一般会計補正予算（第3号）の考え方は、例えば県教育センターで動画をつくるような対応は特急で難しいので、民間の既製品を活用して学習保障が可能になるような手法もとれようとのことでありまして、特別な一企業に対して入れ込むようなものではございません。基本はあくまでも学習保障をどのような形で実現していくか、そして受験が控えている県立学校の3年生を対象に、いかにそれぞれの進路実現のために活用できるかの観点で補正予算が措置されたところでございます。私も、そういった新型コロナウイルス感染症への備えとして、また、契約を行って生徒にIDが付与されれば、休業にかかわらず、受験に活用できるメリットもございまして、今回導入を進めようとしているものでございます。

○小西和子委員 現場にはそういったことが丁寧に説明されずに通知が1枚だけぽろりと届いたようで、驚いておりましたので、丁寧に説明をしていただきたいと思います。

○上原康樹委員 県立学校の統廃合に向けて、新たな学校の姿についての具体的な論議が進んでいるところと存じます。その統廃合の中で、不来方高校と盛岡南高校が統合されることを一つの例としてお話しさせていただきたいと思います。

不来方高校の合唱部などに代表されるように、両校の文化、体育の部活動は活発で、高いレベルのものだと認識しております。学校が統合されることによって、学校の伝統というか、持ち味、魅力がリセットされてしまうことのないようお願いしたいと思います。それぞれの学校が培ってきた文化、それから体育の活動、その伝統の継承、発展のために、有能な指導者の継承も必要なことだと思っております。中学校、高校のそのような活動は、指導者次第で生徒の能力の発揮の仕方ががらりと変わってしまうものだと思います。力のある指導者は、岩手県の教育の財産だと思っております。人は石垣という教訓ではありませんが、それぐらい人間が大切であると思っております。新しい学校の新しい歴史をつくる

のは有力な人材と捉えて有効に活躍してもらいたいと思うわけですが、こうした学校を新たにスタートさせるに当たって、人材の配置、例えば合唱部の先生を今後どなたに継承してもらうかなどの視点も持ちながら学校再編を行っていくのでしょうか。

○**森田高校改革課長** 部活動の指導者等を中心としました統合の具体的な構想でございます。

委員御承知のとおり、新たな県立高等学校再編計画後期計画において統合を予定しております不来方高校、盛岡南高校は、文化部、運動部において全国大会等で好成績をおさめるなどの非常に大きな成果を上げているところでございます。統合に際しましては、これらの両校の取り組みを継承したいと考えておりまして、学校規模のメリットを生かしたさらなる部活動充実を期待しております。

統合校に設置される部活動等に関する具体的な内容につきましては、現在開催しております地域検討会議等でいただいた御意見などを踏まえるとともに、成案後において統合校の関係者等で構成される統合検討委員会で御意見を伺いながら検討することとしております。また、これにあわせて、統合校の教育内容の充実が図られますよう、教員の配置についても検討してまいりたいと考えております。

○**上原康樹委員** 部活動もそうなのですが、肝腎かなめの学力ですね、両校の進学状況などを拝見していると、もっとやれば上に届くかもしれないのという印象を持っています。実は私、NHK杯全国高校放送コンテストに向けてそれぞれの生徒を面と向かって指導した経験ありますけれども、なかなか優秀なのです。力があるのです。理解力があるのです。やれば伸びるのです。伸び代のある生徒たちが大勢いらっしゃるわけです。こういう潜在能力のある生徒が集まる場所で、やはり今まで以上に学力をもっと伸ばす指導、もちろん教員の配置もそうですけれども、盛岡第一高校や盛岡第三高校にやられっ放しのような高校ではつまらないですよ。文武両道でわくわくするような高校に育て上げてこそ、統合の意味が出てくると思うのです。ですから、この辺も部活動同様に視野に入れていただきたいのですが、どうでしょうか、こういう考えは。

○**森田高校改革課長** 統合校の学力関係の御質問でございます。統合校の学科等の編制につきましては、現在の不来方高校の普通科総合選択制を基本としまして、人文・理数学系で4学級、それから芸術学系を1学級、外国語学系を1学級としまして、体育の学びについては体育学系を2学級とするか、または体育科と体育学系を1学級ずつ設置する形で想定しております。

統合校のそういった学科等の編制やその運用に関する具体的な内容につきましても、先ほど申しあげました地域検討会議等でいただいた御意見を踏まえて、また統合検討委員会でも御意見を伺いながら、学校の規模を生かした、さらに先導的な取り組みができる教育環境を整えられるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

○**上原康樹委員** 例えば不来方高校に限って言えば、あの不来方高校の合唱部に入って私もとてもいい歌を歌いたいと思っている他県の中学生在が必ずいると思うのです。岩手に行

って合唱したい、こういう思いを抱かせるぐらいの魅力的な高校に育っていてもらいたいと思うのですけれども、それに向けて他県の中学生の皆さんに広く門を開く、あるいは学校を紹介していく、発信していくお気持ちはありますでしょうか。

○須川高校教育課長 他県からの入学者募集でございますが、令和2年度入試から開始している県外志願者の受け入れに当たっては、地域人材の育成やふるさと振興の視点から、学校と地域が連携する体制が整っていること、入学後の居住環境を紹介できる体制が整っていること、県内生徒の学ぶ機会を妨げないと考えられること、以上の要件を満たしている学科としており、現在5校7学科で受け入れを行っております。

不来方高校と盛岡南高校につきましては、入学者の定員充足率の観点や県外志願者の受け入れが部活動の強化を目的としたものではないことなどから、現段階においては慎重に行わなければならないものと考えております。

○上原康樹委員 新しい器には新しい空気が必要なのです。きっと活性化の方向、可能性を秘めていることだと思いますので、前向きに検討していただきたいと思います。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様には委員会調査について御協議がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。9月8日から10日までの2泊3日の日程により実施することとしている当委員会の県外調査について、諸般の事情により9月9日から11日までの日程となるところでありますが、7月29日には本県でも初の新型コロナウイルス感染症の感染者が報告され、最近の全国の感染者数も拡大している状況にあることから、あわせてその対応について委員の御意見をお伺いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 それでは、再開いたします。

9月に計画している委員会調査について御意見はありませんか。

○斉藤信委員 先ほども言いましたけれども、今の新型コロナウイルス感染症の拡大の全国的な状況から見れば、県外の調査はやるべきではないと思います。私は、その日程を縮小して、日帰りも含めて県内調査で県内の学校やさまざまな我々が所管する団体、地域の新型コロナウイルス感染症対策の状況を調査することはあり得るのではないかと思います。

○伊藤勢至委員 担当書記から先ほど説明を受けまして、委員長が話ししたとおり、県内をまず当たってみられたようですが、ウエルカムの返事ではなかった、言ってみればありがた迷惑と言ったほうがよいような様子で、県内の各種団体もそのように思っていると私は伺っています。だから、県議会が上から目線で行くようなことではだめだと私は思いま

すよ。相手がどうぞ来てください、こういう現状を見てくださいというのであればともかく、こちらから、行くからスケジュールをつくってあわせろなんていうことは上から目線で、この場合は特に合わないと思いますので、期限を切らずに新型コロナウイルス感染症の感染拡大が終息するまで延期すべきであると思います。

○城内よしひこ委員 調査はするべきだと思います。リモートも含めて新たな調査の仕方を模索することも我々議員としての役割ではないかと思いますので、そのような方法でも調査はするべきではないかと思います。方法についてもあわせて、委員長に一任します。

○柳村一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ないようですので、当文教委員会におきましては、まず、日程どおりの調査は行わない方向にしたいと思います。

あと、この新型コロナウイルス感染症の拡大状況を判断しながら、調査は行う方向で、日数の短縮を含めて当職に一任としていただきたいと思います。その上で、リモートなどの対応ができるのかどうかも含めて、事務局と相談しながら検討してまいりたいと思います。状況が変わり次第、随時、委員の皆様には御報告したいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 つきましては、調査詳細、また調査実施の有無も含めて当職に御一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、9月1日に予定しております閉会中の委員会についてであります。さきの委員会において決定いたしましたとおり、県民会館における新型コロナウイルス感染症の感染予防対策等について、お手元に配付の日程により現地調査を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。当日は、委員会室で開会后、徒歩で現地に向かいますので、あらかじめ御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。